

# 益田地区広域クリーンセンター 整備及び運営事業

## 事業契約書

(案)(変更)

平成16年12月

益田地区広域市町村圏事務組合



# 益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 事業契約書

## 目 次

第1章 総則	6
第1条 (目的)	6
第2条 (用語の定義)	6
第3条 (PFI事業としての趣旨の尊重)	10
第4条 (事業日程)	10
第5条 (本業務の遂行)	11
第6条 (本施設の名称)	11
第7条 (選定事業者の資金調達)	11
第8条 (権利義務の譲渡等)	11
第9条 (制限物権の設定)	12
第10条 (関係者協議会)	12
第11条 (許認可、届出等)	12
第12条 (管理区域・施設用地)	13
第12-2条 (運営保証金)【流動床式炭化炉方式・ストーカ+セメント原料化方式】	13
第2章 設計及び建設	13
第1節 総則	14
第13条 (事前調査)	14
第14条 (第三者への委任等)	14
第15条 (建設工事中において第三者に生じた損害)	14
第16条 (ユーティリティーの確保)	15
第2節 設計	15
第17条 (本施設の設計)	15
第18条 (設計条件の変更)	15
第19条 (設計の変更)	16
第20条 (書類の提出)	16
第3節 建設	16
第21条 (本件工事の開始要件)	16
第22条 (本施設の建設)	17
第23条 (工事監理者の設置)	17
第24条 (生活環境影響調査)	17
第25条 (周辺住民への対応)	17

第 2 6 条 ( 工期又は工程の変更 )	18
第 2 7 条 ( 工事の中断 )	18
第 2 8 条 ( 工期又は工程の変更による費用等の負担 )	18
第 2 9 条 ( 試運転及び性能試験 )	19
第 4 節 建設工事確認	21
第 3 0 条 ( 広域組合による説明要求及び建設現場立会い等 )	21
第 3 1 条 ( 中間確認 )	21
第 5 節 完工確認	21
第 3 2 条 ( 完成検査 )	21
第 3 3 条 ( 本施設等の完工確認 )	22
第 3 4 条 ( 完工確認書の発行 )	22
第 3 章 運営及び維持管理	23
第 1 節 総則	23
第 3 5 条 ( 運営・維持管理マニュアルの確認 )	23
第 3 6 条 ( 本施設の運営体制の確認等 )	23
第 3 7 条 ( 第三者への委任等 )	24
第 3 8 条 ( 遵守事項 )	24
第 3 9 条 ( 労働安全衛生管理 )	24
第 4 0 条 ( 運営期間中における第三者に及ぼした損害 )	24
第 4 1 条 ( ユーティリティの確保 )	25
第 2 節 処理対象物の受入れ	25
第 4 2 条 ( 処理対象物の受入れ及び管理 )	25
第 4 3 条 ( 持込可燃ごみについての伝票発行業務等 )	26
第 3 節 副生成物の有効利用及び最終処分	26
第 4 4 条 ( 副生成物の最終処分 )	26
第 4 5 条 ( 処理不適物の最終処分 )	26
第 4 6 条 ( 広域組合委託先企業 - 廃棄物の運搬業務 ) <b>【全事業方式共通条項】</b>	26
第 4 6 - 2 条 ( 炭化物売却先企業 ) <b>【流動床式炭化炉方式追加規定】</b>	エラー! ブックマ-
第 4 6 - 3 条 ( 広域組合委託先企業 - セメント原料化 ) <b>【ストーカー+セメント原料</b>	
<b>化方式追加規定】</b>	27
第 4 節 施設の運営管理等	29
第 4 7 条 ( 年間維持管理計画書等 )	29
第 4 8 条 ( 本施設の運営及び維持管理 )	29
第 4 9 条 ( 運営状況の報告 )	29
第 5 0 条 ( 運営・維持管理報告書 )	30
第 5 1 条 ( 緊急時の措置 )	30

第 5 2 条 (環境保全の管理)	30
第 5 3 条 (計測管理)	30
第 5 4 条 (環境対策)	30
第 5 5 条 (点検、検査等)	31
第 5 6 条 (住民対応)	31
第 5 7 条 (本施設見学者への対応)	32
第 5 8 条 (その他附帯事業)	32
第 5 節 モニタリング	32
第 5 9 条 (本施設運営状況のモニタリング)	32
第 6 0 条 (業務不履行に関する手続)	32
第 6 1 条 (本施設の周辺環境モニタリング)	33
第 6 節 一般廃棄物受入制約時の対応	33
第 6 2 条 (緊急代替方策)	33
第 6 3 条 (一般廃棄物受入制約時の費用負担)	33
第 4 章 サービス対価の支払等	33
第 6 4 条 (サービス対価)	34
第 6 5 条 (サービス対価の支払等)	34
第 6 6 条 (請求の手順)	34
第 6 7 条 (サービス対価の見直し)	35
第 6 7 - 2 条 (運営保証金 II の返還)【 <b>ストーカ + セメント原料化方式・流動床式炭化炉方式追加規定</b> 】	35
第 5 章 契約保証	35
第 6 8 条 (契約保証)	35
第 5 - 2 章 追加溶融施設の追加整備【 <b>流動床式炭化炉方式追加規定</b> 】	エラー! ブックマ
第 6 8 - 2 条 (有効利用の不能)	エラー! ブックマ
第 6 8 - 3 条 (追加溶融施設の追加整備)	エラー! ブックマ
第 5 - 3 章 追加溶融施設の追加整備【 <b>ストーカ + セメント原料化方式追加規定</b> 】	35
第 6 8 - 4 条 (有効利用の不能)	36
第 6 8 - 5 条 (追加溶融施設の追加整備)	36
第 6 章 契約の終了	38
第 1 節 契約の終了又は解除	38
第 6 9 条 (事業期間)	38
第 7 0 条 (本契約の解除)	38
第 2 節 本契約の終了に伴う措置	38
第 7 1 条 (本事業終了に際しての処置)	38
第 7 2 条 (本施設の譲渡)	38

<a href="#">第72-2条</a> （運営期間満了に伴う運営保証金Ⅰの返還）【流動床式炭化炉方式追加規定】	エラー! ブックマ
<a href="#">第72-3条</a> （運営期間満了に伴う運営保証金Ⅰの返還）【ストーカ+セメント原料化方式の追加規定】	39
<a href="#">第73条</a> （性能保証）	40
<a href="#">第74条</a> （選定事業者による協力及び教育訓練）	40
第7章 保険	40
<a href="#">第75条</a> （保険）	40
第8章 法令等の変更	41
<a href="#">第76条</a> （法令等の変更にかかる負担）	41
第9章 不可抗力	41
<a href="#">第77条</a> （不可抗力）	41
<a href="#">第78条</a> （不可抗力に至らない事象）	42
第10章 公租公課	43
<a href="#">第79条</a> （公租公課）	43
第11章 その他	43
<a href="#">第80条</a> （選定事業者の表明保証・誓約）	43
<a href="#">第81条</a> （広域組合の表明保証・誓約）	44
<a href="#">第82条</a> （秘密保持）	44
<a href="#">第83条</a> （融資機関との協議）	45
<a href="#">第84条</a> （株主構成の変更）	45
<a href="#">第85条</a> （財務書類の提出）	45
<a href="#">第86条</a> （準拠法）	46
<a href="#">第87条</a> （管轄裁判所）	46
<a href="#">第88条</a> （解釈）	46
<a href="#">第89条</a> （特許権等の使用）	46
<a href="#">第90条</a> （著作権）	46
<a href="#">第91条</a> （雑則）	46
別紙1 実施設計図書	
別紙2 施工計画書	
別紙3 サービス対価の支払方法	
別紙4 事業日程表	
別紙5 土地使用貸借契約書の様式	
別紙6 完成図書	
別紙7 環境保全基準	

- 別紙 8 計測管理項目
- 別紙 9 モニタリング及びサービス対価の減額
- 別紙 10 保証書
- 別紙 11 保険
- 別紙 12 解除事由及び解除に伴う措置【**溶融方式**】
- 別紙 12 - 2 解除事由及び解除に伴う措置【**流動床式炭化炉方式**】
- 別紙 12 3 解除事由及び解除に伴う措置【**ストーカ+セメント原料化方式**】
- 別紙 13 法令変更
- 別紙 14 不可抗力
- 別紙 15 出資者誓約書
- 別紙 16 運営保証金 の返還スケジュール

## 益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 事業契約書

この契約条項は、益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業（以下「本事業」という。）に関する基本的事項について定めるため、益田地区広域市町村圏事務組合（以下「広域組合」という。）と〔 〕（以下「選定事業者」という。）の間で締結される事業契約（以下「本契約」という。）の一部を構成する。広域組合と選定事業者は、本事業の実施について、本契約とともに、入札説明書等（それぞれ以下に定義する。）並びに入札説明書に従い作成され、入札時に広域組合に提出した事業提案書（以下に定義する。）に定める事項が適用されることを確認する。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 本契約は、広域組合及び選定事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

#### （用語の定義）

第2条 本契約において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「維持管理・運營業務」とは、本事業に関する以下の業務をいう。
  - ア 処理対象物の受入れ及び処理
  - イ 副生成物等の有効利用又は最終処分
  - ウ 環境保全の管理
  - エ 本施設の維持管理
  - オ 施設見学者への対応
  - カ 本施設の警備
  - キ 管理区域の清掃及び除草
  - ク 広域組合への本施設所有権の移転手続き
  - ケ その他本事業を実施するうえで必要な業務
- (2) 「一般廃棄物」とは、広域組合構成市町村が本施設へ搬入する、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条で規定される一般廃棄物のうち可燃ごみをいい、収集可燃ごみ、持込可燃ごみ、リサイクルプラザ残渣及び汚泥等で構成される。この一般廃棄物を本施設で処理することを「一般廃棄物処理」という。
- (3) 「運営開始日」とは、本施設の運営及び維持管理に係る業務が開始される日をいう。
- (4) 「運営開始予定日」とは、平成20年4月1日、又は第19条第4項若しくは第26条第3項の規定若しくは広域組合と選定事業者の合意により変更された場合には、



その変更後の日をいう。

- (5) 「運営期間」とは、選定事業者が本施設の運営及び維持管理に係る業務を行う期間で、運営開始日から平成35年3月31日までをいう。
- (6) 「運営・維持管理マニュアル」とは、第35条第1項に基づいて作成されるマニュアルをいう。
- (6-2) 「運営保証金Ⅰ」とは、追加溶融施設を追加整備する場合に必要なとなる固定費Ⅰに相当する費用として、第12-2条第1項に従って、選定事業者が広域組合に納付した運営保証金Ⅰをいう。**【流動床式炭化炉方式・ストーカ+セメント原料化方式】**
- (6-3) 「運営保証金Ⅱ」とは、運営期間にわたり、追加溶融施設を追加整備する場合に運営・維持管理において追加的に必要となる固定費Ⅱ、変動費Ⅰ及び変動費Ⅱに相当する費用として、第12-2条第1項に従って、選定事業者が広域組合に納付した運営保証金Ⅱをいう。**【流動床式炭化炉方式・ストーカ+セメント原料化方式】**
- (7) 「汚泥等」とは、益田市外四町環境衛生組合並びに鹿足郡環境衛生組合のし尿処理施設及びその他の施設から発生するし渣及び汚泥をいう。
- (8) 「関係者協議会」とは、本施設の設計、建設、運営及び維持管理に関する事項について、広域組合及び選定事業者が協議するために設営する会議をいう。開催の決定は広域組合によるものとし、選定事業者は、開催を求める権利を有する。なお、構成メンバー等については、広域組合及び選定事業者が協議の上、決定する。
- (9) 「管理区域」とは、本事業を実施するための土地である島根県益田市多田町地内の土地であって、要求水準書添付資料において特定された土地をいう。
- (10) 「基本協定」とは、広域組合及び落札者の間で平成17年 月 日に締結された基本協定書をいう。
- (11) 「協力事業者」とは、落札者を構成する各企業のうち、入札説明書において「協力事業者」と定義される者をいう。
- (12) 「契約金額」とは、本契約においてサービス対価の支払方法（別紙3）に定める総額（支払予定額合計）をいう。
- (13) 「建設期間」とは、本件工事に着手した日から運営開始日までをいう。
- (14) 「広域組合委託先企業」とは、本施設で生成された副生成物を選定事業者が有償で売却することができない場合に、落札者の提案に基づき広域組合から当該副生成物の運搬又は処理の委託を受ける企業をいう。
- (15) 「広域組合構成市町村」とは、島根県益田市、美都町、匹見町、津和野町、日原町、柿木村及び六日市町を総称する。
- (16) 「工事開始日」とは、関係者協議会にて定められる日をいい、「工事開始予定日」とは、平成 年 月 日をいう。

- (17) 「工事完工日」とは、第34条第1項に基づき広域組合から選定事業者の本施設の完工確認書が発行された日をいう。
- (18) 「工事工程表」とは、施工計画書（別紙2）に定めた工事工程表で、広域組合の確認を得たものをいう。
- (19) 「構成員」とは、落札者を構成する各企業のうち、入札説明書において「構成員」と定義される者をいう。
- (20) 「固定費Ⅰ」とは、サービス対価のうち、サービス対価の支払方法（別紙3）規定の固定費Ⅰとして広域組合が選定事業者に対して施設整備業務費用相当として支払う対価部分をいう。
- (21) 「固定費Ⅱ」とは、サービス対価のうち、サービス対価の支払方法（別紙3）規定の固定費Ⅱとして広域組合が選定事業者に対して本施設の維持管理・運営業務の固定費用相当として支払う対価部分をいう。
- (22) 「サービス対価」とは、選定事業者の本業務遂行の対価として、第64条の規定に基づき広域組合が選定事業者に対して支払う費用をいう。
- (23) 「最終処分場」とは、本施設により排出される副生成物及び処理不適物を処分する広域組合が指定する埋立処分地をいう。
- (24) 「事業期間」とは、本契約の締結日から第72条に規定する選定事業者の広域組合に対する本施設の譲渡に係る手続きが全て終了するまでの期間をいう。
- (25) 「事業提案書」とは、落札者が入札説明書等に従い、広域組合に提出した本事業に関する提案が記載された書面の全てをいう。
- (26) 「事業年度」とは、毎年4月1日から翌年の3月31日までをいう。
- (27) 「施設整備業務」とは、本事業に関する以下の業務をいう。
- ア 機械設備の設計・施工
  - イ 建築物等の設計・施工
  - ウ 本施設の工事監理
  - エ 生活環境影響調査
  - オ 国庫補助金申請手続き
  - カ 一般廃棄物処理施設整備に係る許認可申請手続き
  - キ 周辺住民への対応
  - ク 管理区域の清掃及び除草
  - ケ その他本事業を実施するうえで必要な業務
- (28) 「施設用地」とは、管理区域内の本施設を設置するための用地として要求水準書添付資料で特定された土地をいう。
- (29) 「収集可燃ごみ」とは、広域組合構成市町村が委託した収集運搬許可業者が搬入する一般廃棄物をいう。
- (30) 「周辺住民」とは、管理区域の位置する益田市多田町に居住する住民をいう。

- (31) 「処理対象物」とは、本施設に持ち込まれる収集可燃ごみ、持込可燃ごみ、リサイクルプラザ残渣及び汚泥等を総称したものをいう。
- (32) 「処理不適物」とは、本施設において処理を行うことが困難又は不相当と判断される廃棄物をいう。
- (33) 「生活環境影響調査」とは、廃棄物処理法第 8 条第 3 項に規定する一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響に関する調査をいう。
- (34) 「施工計画書」とは、別紙 2 に定める施工計画書で、広域組合の確認を得たものをいう。
- (35) 「設計図書」とは、別紙 1 に定める実施設計図書で、広域組合の確認を得たものをいう。
- (36) 「第三者」とは、広域組合、広域組合構成市町村及び選定事業者以外をいう。
- (36-2) 「炭化物売却先企業」とは、本施設において一般廃棄物を処理することにより生成される炭化物を、選定事業者から継続的にその全量を購入する契約を締結した企業をいう。**【流動床式炭化炉方式追加規定】**
- (36-3) 「追加溶融施設」とは、本契約の規定に従い、選定事業者が追加で整備する溶融スラグ生成施設をいう。**【流動床式炭化炉方式・ストーカ+セメント原料化方式追加規定】**
- (37) 「提案金額」とは、落札者が入札説明書等に従い、広域組合に提出した事業提案書に提示した入札価格をいう。
- (38) 「入札説明書」とは、本事業に関し、平成 16 年 8 月 6 日に公表された入札説明書及びその添付書類をいう。
- (39) 「入札説明書等」とは、入札説明書、入札説明書に対する質問及び回答書及び要求水準書を総称する。
- (40) 「入札説明書に対する質問及び回答書」とは、入札説明書の公表後に受け付けられた質問及びこれに対する広域組合の回答を記載した書面をいう。
- (41) 「年間維持管理計画書」とは、第 47 条第 1 項に基づいて作成される計画書をいう。
- (42) 「不可抗力」とは、広域組合及び選定事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由を意味し、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、騒乱、暴動、第三者の行為（許認可を含む。）その他自然的又は人為的な現象のうち通常の見可能な範囲外のもの（入札説明書等及び設計図書で定められた水準を超えたものに限る。）をいう。但し、法令等の変更は「不可抗力」に含まれない。
- (43) 「副生成物」とは、本施設での処理に伴い発生する溶融スラグ、金属類、焼却灰、飛灰、溶融飛灰及び炭化物をいう。
- (44) 「変動費 I」とは、サービス対価のうち、サービス対価の支払方法（別紙 3）規定の変動費 I として広域組合が選定事業者に対して処理対象物の処理量に応じて支払う対価部分をいう。

- (45) 「変動費 II」とは、サービス対価のうち、サービス対価の支払方法（別紙3）規定の変動費 II として広域組合が選定事業者に対して副生成物の想定発生量に応じて支払う対価部分をいう。
- (46) 「法令等」とは、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断並びにその他公的機関の定める全ての規定、判断、措置等を指す。従って、「法令等の変更」とは、「法令等」が制定又は改廃されることをいう。
- (47) 「本業務」とは、施設整備業務及び維持管理・運營業務を総称する。なお、広域組合が承諾する場合を除き、選定事業者は、本業務以外の業務を行うことはできない。
- (48) 「本件工事」とは、本事業に関し実施設計図書（別紙1）に従った本施設の建設工事をいう。
- (49) 「本施設」とは、本契約、入札説明書等及び事業提案書に基づき選定事業者が施設用地に建設し、一般廃棄物を処理するための施設、設備及び備品等の全てをいう。
- (50) 「持込可燃ごみ」とは、広域組合構成市町村の住民、民間事業者又はこれらの者から委託を受けた収集運搬許可業者が搬入する一般廃棄物をいう。
- (51) 「有効利用」とは、本施設より生じる副生成物を原材料又は燃料として再利用すること
- (52) 「融資機関」とは、本事業を実施するための資金を選定事業者に融資する金融機関をいう。
- (53) 「要求水準書」とは、本事業に関して広域組合が定めた「益田地区広域クリーンセンター整備及び運營業業 要求水準書」をいう。
- (54) 「落札者」とは、広域組合に対して本事業に関する事業提案書を提出し、落札者として選定された [ ] を代表企業として、[ ]、[ ]、[ ] 及び [ ] を構成員、[ ] [ ] 及び [ ] を協力事業者とするグループをいう。
- (55) 「リサイクルプラザ残渣」とは、益田市並びに鹿足郡不燃物処理組合のリサイクルプラザから発生する可燃残渣（木くず及びプラスチック類）をいう。

（PFI事業としての趣旨の尊重）

第3条 広域組合及び選定事業者は、本事業が一般廃棄物処理施設としての公共性を有し、PFI事業として実施されることを理解し、その趣旨を尊重する。

（事業日程）

第4条 本事業は、事業日程表（別紙4）に従って実施される。

(本業務の遂行)

第5条 選定事業者は、本業務を本契約、入札説明書等及び事業提案書に従って遂行しなければならない。

(本施設の名称)

第6条 本施設の名称は、益田地区広域クリーンセンターとする。広域組合は、本施設の名称を変更できる。この場合、選定事業者はこれに従うものとし、当該名称変更にかかる費用は、広域組合が負担する。

(選定事業者の資金調達)

第7条 本事業について、選定事業者のなすべき義務の履行に関する全ての費用は、選定事業者が受領する本施設整備に対する国庫補助金、サービス対価及び本契約において定められている広域組合が負担すべきその他の費用を除き、選定事業者が負担し、本事業に関する選定事業者の資金調達は、本施設整備に対する国庫補助金及び本契約に別段の規定がある場合を除き、全て選定事業者が自己の責任において行う。なお、広域組合は、第83条に規定する融資機関との協議等、選定事業者の資金調達のために合理的な協力を行う。

(権利義務の譲渡等)

第8条 広域組合及び選定事業者は、事前に相手方の書面による承諾を得た場合を除き、本契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供することができない。

2 広域組合は、選定事業者が本契約に基づき広域組合に対して選定事業者が有する全ての金銭債権(本契約の条項に基づく損害賠償請求権を含む。以下「本件金銭債権」という。)に融資機関のために担保権を設定する場合において、選定事業者が次に掲げる事項を承諾し、かつ、当該融資機関が次に掲げる事項を広域組合に対して事前に書面により約したときは、これを承諾する。

(1) 担保権を設定した本件金銭債権に関する支払は、広域組合に登録された選定事業者の振込口座(以下「登録口座」という。)に払い込むことにより行うこと。

(2) 融資機関は、担保権を実行したときは、直ちに広域組合に対して担保権実行の通知をし、登録口座の変更を申請すること。

(3) 登録口座の変更に関する申請の受領日以前に、広域組合が登録口座に払い込むことにより本件金銭債権を支払った場合は、広域組合の支払債務が履行されたものとされること。

(4) 融資機関が担保権を実行した場合であっても、本件金銭債権と広域組合が本契約に基づき選定事業者に対して現在又は将来において有する債権との間での広域組合に

よる相殺を認め、その他広域組合が現在又は将来において有する選定事業者に対する抗弁権の行使が遮断されないこと。

- 3 広域組合は、選定事業者が本契約に関する選定事業者の契約上の地位に融資機関のために担保権を設定する場合、合理的な理由なく係る承諾を留保又は遅延しない。

#### (制限物権の設定)

第9条 選定事業者は、広域組合の事前の承諾を得た上で、本施設を担保のために譲渡し、又は本施設に抵当権、質権等その他制限物権を設定することができる。広域組合は合理的な理由なく係る承諾を留保又は遅延しない。但し、広域組合は、運営期間満了時において本施設の所有権を広域組合に移転する権利を保全するため、かかる制限物件に優先する所有権譲渡予約の仮登記を行うことができる。

- 2 選定事業者は、運営期間終了時において本施設の所有権を広域組合に移転する場合、本施設の抵当権、質権等の制限物権その他契約上の権利など本施設の完全な所有権の移転を妨げる全ての権利の負担を消滅させなければならない。

#### (関係者協議会)

第10条 広域組合及び選定事業者は、本事業に関する協議を行うことを目的とした、広域組合及び選定事業者により構成される関係者協議会を設置する。

- 2 広域組合及び選定事業者間の協議を要する事項が存在する場合、広域組合又は選定事業者は、相手方当事者に対して請求することにより、必要に応じて随時関係者協議会を開催することができる。なお、関係者協議会開催に要する費用は、各自の負担とする。
- 3 本契約において「協議」とは、関係者協議会における協議を意味する。但し、広域組合と選定事業者が別途合意した場合には、本契約において協議を要するとされる事項を、関係者協議会を開催することなく決定することができる。
- 4 広域組合及び選定事業者は、関係者協議会の決定事項を遵守する。
- 5 広域組合及び選定事業者は、関係者協議会における詳細な協議事項を第1回関係者協議会で定めるほか、関係者協議会運営準則を採択する。

#### (許認可、届出等)

第11条 選定事業者は、本契約上の義務を履行するために必要とされる許認可及び届出(以下「許認可等」という。)について、許認可を申請し、これを受け、又は届出を行い、これを維持する。但し、広域組合が取得、維持する許認可及び広域組合が提出すべき届出は除く。許認可等には、広域組合が取得することを定めない本施設の設計、施工、運営及び維持管理に必要な特許権等の実施権の取得も含まれる。

- 2 選定事業者は、一般廃棄物処理を行うために必要な許可を受けて維持しなければならない。

- 3 選定事業者は、国庫補助金申請に係る整備計画書の提出等の諸手続を行い、国庫補助金を申請しなければならない。この場合、広域組合及び選定事業者は、十分な調整を図り、広域組合は必要な協力をを行う。
- 4 選定事業者の責めに帰すべき事由によらずに、国庫補助金の支給決定が受けられなかった場合、又は申請した額よりも減額して支給されることとなった場合は、広域組合から選定事業者を支払われるべきサービス対価に当初支給が見込まれていた国庫補助額と現に支給された国庫補助額との差額に相当する額を増額する。この場合における金額の変更及びその支払方法については、当該差額相当について固定費Ⅰを増額し、サービス対価において平準化して支払うこととする。
- 5 廃棄物処理法施行令第4条第9号イに規定する通知に伴う自治体間協議を広域組合が行う場合、選定事業者はかかる協議に必要な資料を広域組合に提出するほか、最大限協力する。

(管理区域・施設用地)

- 第12条 広域組合は、管理区域について、本施設の工事開始日に選定事業者が支障なく工事に着手できるよう事業日程表(別紙4)に従い、必要な造成工事を自らの責任において行う。選定事業者の責めに帰すべき事由によらずに管理区域の造成工事が工事日程表より遅延した場合、広域組合が責任をもって対処し、当該遅延によって発生する費用は広域組合が負担する。
- 2 広域組合は、本事業実施のため、管理区域を、別途締結する土地使用貸借契約(別紙5)に従い、選定事業者が無償にて使用することを認める。
  - 3 選定事業者は、土地使用貸借契約(別紙5)第7条第2項の規定により使用貸借を受けた管理区域に投じた補修費等の必要費、改良費等の有益費及びその他の費用の支出があっても、本契約又は前項に規定する土地使用貸借契約に特段の定めある場合を除き、サービス対価の受領とは別にこれを広域組合に請求してはならない。但し、管理区域の瑕疵を原因として選定事業者が支出した費用については、この限りではない。

(運営保証金)【流動床式炭化炉方式・ストーカ+セメント原料化方式追加規定】

- 第12-2条 選定事業者は、本契約締結後30日以内に、運営保証金Ⅰとして金【           】円を、運営保証金Ⅱとして金【           】円を、現金で広域組合に納付しなければならない。
- 2 前項に基づき現金で運営保証金を納付した場合、これに利息は付さない。

## 第2章 設計及び建設

## 第1節 総則

### (事前調査)

- 第13条 選定事業者は、自らの責任及び費用において、本件工事のために必要な測量、地質調査等（以下「各種調査等」という。）を行う。選定事業者は、各種調査等を行う場合には、広域組合に事前連絡する。
- 2 本施設の管理区域に土壌汚染、地質障害、地中障害物等が存在することが発覚するなど、選定事業者が本契約に従って本件工事を遂行することを妨げる事由が判明した場合、これらの障害を除去するために必要な追加費用の負担については、広域組合と選定事業者が協議して定める。但し、広域組合は、あらかじめ選定事業者の本施設の管理区域についての情報として提示した資料から合理的に想定できなかった土壌汚染、地質障害、地中障害物等が発覚した場合、これらの障害を除去するための追加費用を全て負担する。
- 3 広域組合が第12条第1項に基づき実施した管理区域の造成工事につき瑕疵があった場合、かかる瑕疵を原因として発生した追加費用は広域組合が負担する。
- 4 入札説明書等で広域組合が管理区域について提示した資料に誤りがあった場合、かかる誤りに直接起因して発生した追加費用は、広域組合が負担する。

### (第三者への委任等)

- 第14条 選定事業者は、本施設を建設するに当たり、事前に広域組合に通知し、その承諾を得た場合に限り、本件工事に係る各種調査等又は本施設の設計若しくは施工の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。但し、委任される者又は請け負う者が構成員又は協力事業者の場合に限り、事前の通知により、これを行わせることができる。
- 2 選定事業者は、前項の規定により第三者へ委任し、又は請け負わせた場合において、当該各種調査等又は本施設の設計若しくは施工について当該第三者が再委任し、又は下請負人を使用するときは、広域組合に対して事前にその旨を通知しなければならない。
- 3 前2項の規定に基づく委任、再委任、請負及び下請負人の使用は、全て選定事業者の責任において行い、これらの者の責に帰すべき事由は、当然に選定事業者の責に帰すべき事由とみなす。
- 4 選定事業者は、委任、再委任、請負及び下請負人を変更する場合、前3項の規定に従う。

### (建設工事中において第三者に生じた損害)

- 第15条 選定事業者は、本件工事の施工について選定事業者の責に帰すべき事由により第三者に損害が生じたときは、当該損害を賠償しなければならない。但し、広域組合の責めに帰すべき事由により生じた損害については、広域組合が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、本件工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振



動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気等の理由により第三者に損害が生じたときは、広域組合が当該損害を負担する。但し、本件工事の施工につき選定事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じた損害については、選定事業者が負担する。

- 3 前2項の規定にかかわらず、本件工事の施工に関し、不可抗力により第三者に損害が生じたときは、第77条の規定に従う。

#### (ユーティリティーの確保)

第16条 選定事業者は、自らの責任と費用において、入札説明書等に従い本施設の建設を行うために必要な電力、上水、電話の確保を行う。排水については、入札説明書等に従い、選定事業者が自らの責任と費用において、本施設の一部として排水処理設備を整備する。

- 2 広域組合は、関係者と十分な調整を行い自らの責任と費用において管理区域への進入路及び選定事業者が設置する受水槽まで上水道を整備する。

### 第2節 設計

#### (本施設の設計)

第17条 選定事業者は、本契約締結後速やかに、本契約、入札説明書等、事業提案書及び本契約締結に至るまでの説明・提案書類に基づき、自己の裁量及び責任において、本施設の設計を行い、第20条に規定する書類を提出する。

- 2 選定事業者は、前項の設計に当たっては、関係法令等を遵守しなければならない。
- 3 選定事業者は、本施設の設計に関する全ての責任(設計上の誤り及び選定事業者の都合による設計変更から生じる増加費用の負担を含む。)を負担する。
- 4 広域組合は、必要があると認める場合、選定事業者に対して、設計の進捗状況の報告書、設計図書等の提出を求めることができ、選定事業者は、この求めに応じなければならない。

#### (設計条件の変更)

第18条 選定事業者は、事前の広域組合との協議において合意を得た場合を除き、入札説明書等に記載された本施設の設計条件の変更を行うことはできない。

- 2 広域組合は、必要があると認める場合は、本施設について入札説明書等に記載した設計条件の変更を選定事業者に求めることができる。この場合、広域組合は、設計条件の変更について、選定事業者と協議する。
- 3 選定事業者は、前2項の規定により設計条件の変更が行われた場合、変更された設計条件に従い本施設の設計を行う。

(設計の変更)

- 第19条 選定事業者は、前条第3項の規定により、設計の変更が必要な場合には、設計図書の変更を行う。
- 2 広域組合は、前項に規定する場合を除き、必要があると認めるときは、書面により設計の変更を選定事業者を求めることができる。
- 3 前2項に規定する場合において、当該設計の変更が選定事業者の責めに帰さない事由に基づくものと認められるときは、本施設の設計費、施工費の増加額及びその他追加費用(本事業の資金調達に関して選定事業者が負担することとなる合理的な範囲の金融費用を含む。)について、また維持管理・運營業務に関連して追加費用が生じるときには、その費用(本事業の資金調達に関して選定事業者が負担することとなる合理的な範囲の金融費用を含む。)について、広域組合が負担する。但し、広域組合の設計変更が、選定事業者の作成した実施設計図書(別紙1)の不備又は瑕疵による場合には、選定事業者がその費用を負担し、当該設計変更が、不可抗力又は法令変更による場合には、第8章又は第9章の規定に従う。
- 4 広域組合及び選定事業者は、第1項又は第2項の規定による設計の変更に関し協議を行う場合、工期の変更の要否、運営開始予定日の変更の有無及びその他関連する事項について決定する。

(書類の提出)

- 第20条 選定事業者は、広域組合との協議により定める日までに本施設の建設について設計を完了させ、実施設計図書(別紙1)を広域組合に提出し、確認を得なければならない。
- 2 広域組合は、前項の規定に基づき提出された書類に事業提案書に反する記載を含むと認められる場合、関係法令等において要求される事項を満たさないと認められる場合又はその他不適切な内容を含むと認められる場合には、提出から14日以内に選定事業者に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 前項の場合において、選定事業者は、広域組合に協議を申し入れることができる。
- 4 選定事業者は、第2項に規定する通知を受けたときは、自らの責任及び費用負担において実施設計図書を変更し、再度、広域組合の確認を受けなければならない。

第3節 建設

(本件工事の開始要件)

- 第21条 本件工事の開始に当たっては、次に掲げる要件が全て満たされていないならない。
- (1) 周辺住民の本事業に関する合意が、広域組合の責任において得られていること。なお、周辺住民の合意の取得が遅れた場合、選定事業者は遅延した日数につき工事の開

始を遅延できる。

- (2) 本施設の建設を開始するために必要な許認可が、選定事業者の責任において取得されていること。但し、広域組合が取得すべき許認可並びに広域組合が提出すべき届出は、広域組合の責任において取得、提出する。
- (3) 選定事業者は、工事の施工開始前において、施工計画書（別紙２）を広域組合に提出し、その確認を受ける。

#### （本施設の建設）

- 第２２条 選定事業者は、本契約、入札説明書等及び事業提案書並びに設計図書に従い、本件工事を施工する。
- ２ 選定事業者は、本施設を完成するために必要な全ての手段について、自らの責任において定める。

#### （工事監理者の設置）

- 第２３条 選定事業者は、自己の責任及び費用負担で工事監理者（以下「工事監理者」という。）を設置し、工事開始日までに広域組合に対して工事監理者の名称を通知する。
- ２ 選定事業者は、工事監理者をして、広域組合に対して、本件工事につき定期的に報告を行わせる。また、広域組合は、必要と認めた場合には、随時、工事監理者に本件工事に関する事前説明及び事後報告を行わせるよう求めることができる。
  - ３ 工事監理者の設置は、すべて選定事業者の責任及び費用負担において行い、工事監理者の設置及びその活動により生じた増加費用及び損害は、その原因及び結果のいかんを問わず、選定事業者がこれを負担する。

#### （生活環境影響調査）

- 第２４条 選定事業者は、広域組合が平成１４年度から平成１５年度に実施した本施設に係る生活環境影響調査に基づいて予測評価の見直しを行い、広域組合と選定事業者とが別途合意する日までに生活環境影響調査報告書を作成して広域組合に提出する。但し、かかる生活環境影響調査の窓口業務等を広域組合が行う必要がある場合には、広域組合は、必要な協力を行う。

#### （周辺住民への対応）

- 第２５条 選定事業者は、本件工事の開始に当たり、工事内容、工事スケジュール等の説明など本件工事及び維持管理・運営業務に関する周辺住民への対応に係る一切の業務を自らの責任と費用負担において実施する。但し、かかる対応につき、広域組合は必要に応じ協力する。
- ２ 前項に基づく周辺住民への対応の他、選定事業者は、工事開始日までに広域組合及び

周辺住民との三者による環境保全等に関する覚書を締結しなければならない。

(工期又は工程の変更)

第26条 広域組合及び選定事業者は、工期及び工程の変更若しくはその遅延又はそれらのおそれが明らかになった場合、その理由の如何を問わず、その旨を相手方に報告する。

2 広域組合及び選定事業者は、前項に規定する場合、運営開始予定日までに本施設が完工できるような方策について協議する。

3 次に掲げる事由の発生を理由として、工事工程表に記載された工事工程に遅延が生じる場合には、広域組合及び選定事業者の合意により、工事工程及び運営開始予定日を合理的な範囲で変更することができる。但し、選定事業者の責めに帰すべき事由により工事工程に遅延が生じた場合には、運営開始予定日の変更は行わない。

(1) 第12条第1項に基づく管理区域の造成工事の遅延

(2) 不可抗力の発生

(3) 広域組合による工事中断命令及び選定事業者による工事続行の留保

(4) 法令等の変更

(5) その他本契約中において特に定める事由

(6) 前各号に定めるもののほか広域組合及び選定事業者が工事工程の変更の必要があると認めた場合

(工事の中断)

第27条 広域組合は、次に掲げる場合に、選定事業者に対して工事の中断を命ずることができる。選定事業者は、中断命令の解除があるまで工事を中断する。

(1) 選定事業者の本件工事の実施が本契約、設計図書又は法令等に反している場合

(2) 広域組合が本件工事の保安上又は周辺住民の健康若しくは周辺地域の環境保全上必要であると認めた場合

(3) 前2号の規定に定めるもののほか、選定事業者の本件工事を中止すべき緊急の事由が生じた場合

2 選定事業者は、自らの責めに帰さない事由により工事中断命令がなされている場合、中断の原因たる事由が消滅したときは、広域組合に対し工事中断命令の解除を求めることができる。当該中断により生じる工事工程、完工予定日、運営開始予定日及びサービス対価の固定費Ⅰの変更を行うよう広域組合に求めることができる。

(工期又は工程の変更による費用等の負担)

第28条 広域組合は、自らの責めに帰すべき事由により、工事工程に遅延が生じた場合は、その遅延に直接起因して工事完工日までに選定事業者が負担した増加費用(本事業の資金調達に関して選定事業者が負担することとなる合理的な範囲の金融費用を含

む。)を、選定事業者に支払う。

- 2 選定事業者は、自らの責めに帰すべき事由により、工事完工日が運営開始予定日より遅れた場合は、その遅延に起因して工事完工日までに広域組合が負担した増加費用及び固定費Ⅰの総額(但し、利息部分を除く。)につき、遅延日数に応じ年8.25%の割合で計算した違約金を、広域組合に支払う。この場合の計算方法は、年365日の日割計算とする。
- 3 不可抗力により工事完工日が運営開始予定日より遅れた場合の増加費用の負担については、第77条の規定に従う。

#### ( 試運転及び性能試験 )

第29条 試運転は、要求水準書の定めに従い、次に定める要領により行う。

- (1) 選定事業者は、本施設のうち試運転(無負荷運転を含む。)を行うに足る施設が完成した時点で、広域組合にその旨通知する。
- (2) 選定事業者は、試運転及び性能試験の要領を記載した試運転計画書及び性能試験計画書を作成し、広域組合の確認を受けた上で、自らの費用負担により試運転計画書に従い、本施設のプラント部分の試運転を開始する。試運転の期間は、次項に規定する性能試験を含め、90日以上とする。
- (3) 前号の試運転計画及び性能試験計画書は、入札説明書等で必要とされている要件を満たすものでなければならない。
- (4) 試運転期間中、試運転に必要な処理対象物は、広域組合の責任において供給され、施設用地内の所定の位置まで搬入される。
- (5) 試運転期間中、プラント部分について故障、不具合等が発生した場合、選定事業者は自らの責任及び費用負担によりその故障、不具合等の改善を行う。なお、かかる故障、不具合等により試運転の継続に支障が生じた場合には、選定事業者は炉の緊急停止を行った上で広域組合に連絡し、その対応を協議する。
- (6) 選定事業者は、試運転開始後、プラント部分の稼動が安定し、性能試験を行うに十分な状態を達成したときは、その旨を広域組合に通知する。
- (7) 広域組合は、自らの費用負担により試運転に立ち会うことができる。また、広域組合は、独自の判断に基づき、試運転結果の評価を行うために、本施設に関する専門的な見識を有する有識者等を試運転に立ち会わせることができる。この場合、広域組合は、選定事業者に事前にその旨を通知する。
- (8) 試運転中の副生成物及び処理不適物は、要求水準書第3章第3節の規定に従い、選定事業者自ら又は広域組合委託先企業をして、有効利用し又は最終処分場に搬入しなければならない。
- (9) 選定事業者は、第(8)号に基づく有効利用又は最終処分終了後、その結果について広域組合に報告を行う。

- (10) 選定事業者は、試運転終了後、広域組合に試運転報告書を提出する。
- 2 性能試験は、要求水準書の定めに従い、次に定める要領により行う。
- (1) 選定事業者は、前項第6号の規定による通知を行った後、自らの費用負担により、性能試験計画書に従って、本施設のプラント部分の性能試験を行う。
- (2) 性能試験期間中、運転に必要な処理対象物は、広域組合の責任において供給され、施設用地内の所定の位置まで搬入される。
- (3) 広域組合は、自らの費用負担により性能試験に立ち会うことができる。また、広域組合は、独自の判断に基づき、性能試験結果の評価を行うために、本施設に関する専門的な見識を有する有識者等を性能試験に立ち合わせることができ、この場合、広域組合は、選定事業者に事前にその旨を通知する。
- (4) 性能試験実施時の環境測定は、選定事業者の費用負担とし、法的資格を有する第三者機関に依頼して実施する。但し、特殊な事項の計測及び分析については、他の適切な機関に依頼することができる。
- (5) 選定事業者は、性能試験の結果が入札説明書等及び事業提案書に記載されている性能保証事項（以下「性能要件」という。）のいずれかを満たしていない場合、本項第7号に規定する広域組合が本契約を終了する権利を行使したときを除き、自らの責任と費用において、必要な修補、改良、追加工事等を行い、性能要件の全てを充足させなければならない。但し、選定事業者の責めに帰さない事由により、性能試験の結果が性能要件を満足しなかった場合は、選定事業者は広域組合に対して協議を申し入れることができる。
- (6) 選定事業者は、前号に規定する修補、改良、追加工事等の作業が終了した場合、広域組合にその旨を通知し、前項及び本項の規定に従って再び試運転及び性能試験を行い、以後、性能試験結果が性能要件を全て充足するまで同様の手続を繰り返す。但し、選定事業者の責めに帰さない事由により、性能試験の結果が性能要件を満足しなかった場合は、選定事業者は広域組合に協議を申し入れることができる。
- (7) 性能試験の結果が性能要件を満足しなかった場合で、修補、改良、追加工事等に要する期間が180日以上又は広域組合が客観的に許容できない長期間であると合理的に判断したときは、広域組合は選定事業者と協議を行い、当該協議において、その原因が選定事業者の責めに帰すべき事由であると確認された場合、【別紙12 / 12 - 2 / 12 - 3】第1条第1項の規定に従い契約を終了することができる。
- (8) 性能試験中の副生成物及び処理不適物は、要求水準書第3章第3節の規定に従い、選定事業者自ら又は広域組合委託先企業をして、有効利用し又は最終処分場に搬入しなければならない。
- (9) 選定事業者は、第(8)号に基づく有効利用又は最終処分終了後、その結果について広域組合に報告を行う。
- (10) 性能試験の最終的な測定結果が得られるまでに、測定等の都合上一定期間が必要と

される場合、性能試験の最終日に他の項目についての連続計測データ等で性能評価を行い、性能要件が確認されたときは、本施設を性能試験の仮合格（以下「仮合格」という。）とする。但し、最終的な測定結果において、本施設が性能要件を満たしていないことが判明した場合、仮合格は取り消される。

(11)性能試験の最終的な測定結果が得られ、広域組合と選定事業者の協議により本施設が性能要件を満たしていると判断した場合、合格とする。

(12)選定事業者は、性能試験終了後、性能試験の条件、試験方法及び試験結果等を記載した報告書を広域組合に提出する。

#### 第4節 建設工事確認

（広域組合による説明要求及び建設現場立会い等）

第30条 広域組合は、選定事業者に対する事前の通知により、本施設が設計図書に従い建設されていることを把握するため、本施設の建設状況その他について、選定事業者の説明を求め、又は管理区域内に立ち入り建設状況を自らの費用で立会いの上、把握することができる。

2 選定事業者は、広域組合が前項に規定する建設状況その他についての説明及び立会いを実施する場合、最大限の協力を行うものとし、広域組合に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行う。

3 選定事業者は、本施設の建設の進捗状況に関し、広域組合に報告する。

（中間確認）

第31条 広域組合は、本施設が設計図書に従い建設されていることを確認するために、工期中、必要な事項に関する中間確認を自らの費用で実施することができる。この場合、その内容について、事前に広域組合と選定事業者の間で協議を行う。

2 広域組合は、中間確認の結果、建設状況が本契約、設計図書及び本契約締結に至るまでの説明、提案書類の内容に客観的に相違があると合理的に判断した場合、選定事業者に対してその是正を求めるものとし、選定事業者は自らの責任及び費用負担においてこれに従わなければならない。

#### 第5節 完工確認

（完成検査）

第32条 選定事業者は、自らの責任と費用において、本施設が設計図書に従い建設されているかどうか確認することを目的として、性能試験終了後速やかに、本件工事の完工検査並びに設備及び備品の検査（以下「完成検査」という。）を行う。

2 備品の検査は、選定事業者が自らの責任と費用において作成する備品リストと設置された備品を照合して行う。

- 3 選定事業者は、本施設の完成検査の日程を事前に広域組合に対して通知する。
- 4 広域組合は、選定事業者が第1項及び第2項の規定に従い行う完成検査へ自らの費用で立ち会うことができる。
- 5 選定事業者は、完成検査の終了後、検査を受けた備品について備品台帳に記入する。
- 6 選定事業者は、完成検査に対する広域組合の立会いの有無を問わず、広域組合に対して完成検査の結果を検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告しなければならない。

(本施設等の完工確認)

第33条 広域組合は、選定事業者から前条第6項に規定する報告を受けた場合、本施設について、実施設計図書(別紙1)に従った建設工事が行われていること及び備品リストに記載された備品が整備されていることを確認するため、報告を受けた日から14日以内に完工確認を行う。

- 2 広域組合は、完工確認の検査事項及び方法について、事前に選定事業者と協議する。
- 3 選定事業者は、広域組合が行う完工確認の実施に協力する。
- 4 広域組合は、完工確認の結果、本施設の状況が、本契約、入札説明書等、事業提案書又は実施設計図書(別紙1)の内容に相違があると合理的に確認した場合、選定事業者に対してその是正を求めることができ、選定事業者は、自らの責任及び費用負担においてこれに従わなければならない。この場合、選定事業者は、広域組合に協議を申し入れることができる。但し、本条における実施設計図書(別紙1)については、広域組合及び選定事業者の打ち合わせ結果を含む。

(完工確認書の発行)

第34条 広域組合は、次に掲げる要件を全て満たしていることを確認した日から7日以内に、選定事業者に対して完工確認書の発行を行う。

- (1) 第29条第2項に規定する性能試験の合格又は仮合格並びに第33条及び第36条の規定に基づく確認を実施し、本施設が、実施設計図書(別紙1)に従い建設されていること。
  - (2) 本契約、入札説明書等及び事業提案書に従い本施設の運営が可能であること。
  - (3) 選定事業者が、第75条第2項に規定する保険証券の写しを完成図書(別紙6)とともに広域組合に提出したこと。
- 2 選定事業者は、前項に規定する広域組合の完工確認書の受領及び第36条第2項に基づく確認をもって、本施設の運営を開始することができ、かかる受領及び確認が運営開始予定日以前となった場合、選定事業者は、広域組合との合意により、運営開始予定日前であっても本施設の運営を開始することができる。この場合、広域組合は、運営開始予定日前の運営期間における本施設の運営について、サービス対価のうち固定費Ⅱ、変



動費Ⅰ及び変動費Ⅱを支払う。この場合、当該期間のサービス対価の支払いは四半期毎に行うものとし、その請求手続は第66条の規定に従う。

### 第3章 運営及び維持管理

#### 第1節 総則

(運営・維持管理マニュアルの確認)

- 第35条 選定事業者は、本施設の運営開始予定日又は第34条第2項に基づく運営開始予定日前の本施設の運営開始日のいずれか早い日の60日前までに、要求水準書に基づき、本施設の運営及び維持管理に関するマニュアル(以下「運営・維持管理マニュアル」という。)を作成し、広域組合に提出しなければならない。
- 2 広域組合は、前項の規定に基づき提出された運営・維持管理マニュアルにおいて要求水準書に反する記載があると認められる場合又は関係法令等で満たすべき事項を満たさないおそれがあると認められる場合は、選定事業者に対してその旨を通知する。
  - 3 前項の場合において、選定事業者は、広域組合に協議を申し入れることができる。
  - 4 選定事業者は、第2項に規定する通知を受けたときは、自らの責任及び費用負担において運営・維持管理マニュアルを変更し、再度、広域組合の確認を受けなければならない。

(本施設の運営体制の確認等)

- 第36条 選定事業者は、前条に規定する運営・維持管理マニュアルに基づき、本施設の運営に必要な有資格者その他の人材を確保し、かつ、本施設の運営及び維持管理に必要な研修等を行わなければならない。
- 2 選定事業者は、前項に規定する研修等を完了し、かつ、本契約、入札説明書等及び事業提案書に従い本施設を運営することが可能となったときは、広域組合に対してその旨を通知し、広域組合の確認を得なければならない。
  - 3 広域組合は、選定事業者から前項に規定する通知を受けた場合、本施設の運営及び維持管理の体制を確認するため、選定事業者に予め通知の上、本施設内に立ち入り調査し、選定事業者に報告を求めることができる。なお、選定事業者は、広域組合による調査に最大限協力しなければならない。広域組合は、本項の規定に基づく確認の結果、本施設の運営又は維持管理の体制が、関係法令等、本契約、入札説明書等及び事業提案書に基づく条件を満たしていないと判断したときは、選定事業者に対して、相当な期間を定めて改善措置を講ずることを理由を付して命ずることができる。この場合において、広域組合は、選定事業者に対して確認のために必要な行為、作業等を求めることができる。
  - 4 前項の場合において、選定事業者は、広域組合に協議を申し入れることができる。

- 5 選定事業者は、第3項に規定する広域組合の立ち入り調査への協力を行うとともに、広域組合に対する報告に要する費用を負担する。

(第三者への委任等)

- 第37条 選定事業者は、本施設を運営及び維持管理するに当たり、事前に広域組合に通知し、その承諾を得た場合に限り、本施設の運営及び維持管理業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。但し、委任される者又は請け負う者が構成員又は協力事業者の場合に限り、事前の通知により、これを行わせることができる。
- 2 選定事業者は、前項の規定により第三者へ委任し、又は請け負わせた場合において、本施設の運営及び維持管理について当該第三者が再委任し、又は下請負人を使用するときは、広域組合に対して事前にその旨を通知しなければならない。
  - 3 前2項の規定に基づく委任、再委任、請負及び下請負人の使用は、全て選定事業者の責任において行い、これらの者の責に帰すべき事由は当然に選定事業者の責に帰すべき事由とみなす。
  - 4 選定事業者は、委任、再委任、請負及び下請負人を変更する場合、前3項の規定に従う。

(遵守事項)

- 第38条 選定事業者は、運営期間を通じて、要求水準書を遵守し、本事業を遂行しなければならない。
- 2 選定事業者は、運営期間を通じて、選定事業者の費用負担において、運営・維持管理マニュアルに定められた本施設の運転方法等を遵守しなければならない。
  - 3 選定事業者は、運営期間を通じて、善良なる管理者の注意義務をもって、本施設の運営及び維持管理業務並びにこれらの業務に附随する業務を実施しなければならない。
  - 4 選定事業者は、運営期間を通じて、本契約上の義務を誠実に履行し、広域組合が選定事業者の本契約上の義務の不履行があることを合理的に確認した場合には、第60条の規定に従う。

(労働安全衛生管理)

- 第39条 選定事業者は、本施設の運営期間を通じて、関係法令等を遵守し、入札説明書等に基づき、労働安全衛生管理に努めなければならない。

(運営期間中における第三者に及ぼした損害)

- 第40条 選定事業者は、本施設の運営により選定事業者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を及ぼした場合、当該損害を当該第三者に対して賠償しなければならない。但し、当該損害のうち入札説明書等により広域組合が指示した条件、環境保全基準(別

紙 7 ) に定める基準値、仕様等を遵守したにも拘わらず、賠償を要することとなった場合及び選定事業者の責めに帰さない事由により生じた損害については、広域組合が当該第三者に対して損害を賠償する（但し、不可抗力による場合には、第 9 章の規定に従う。）。

- 2 選定事業者は、広域組合が、管理区域の所有者として第三者に対し損害賠償の責任を負担する場合で、選定事業者の本施設の設置又は管理の瑕疵につき帰責性が認められるときは、広域組合と選定事業者の協議の上、広域組合の負担した損害賠償のうち選定事業者の責任に相当する額を広域組合に支払う。

（ユーティリティの確保）

第 4 1 条 選定事業者は、自らの責任と費用において、入札説明書等に従い本施設の運営及び維持管理を行うために必要な電力、上水、電話の確保を行う。

- 2 広域組合は、関係者と十分な調整を行い自らの責任と費用において管理区域への進入路及び選定事業者が設置する受水槽までの上水道について維持管理を行う。

## 第 2 節 処理対象物の受入れ

（処理対象物の受入れ及び管理）

第 4 2 条 広域組合は、処理対象物を選定事業者に提供するものとし、選定事業者は、処理対象物を受入ピット等の受入設備に受け入れる。この場合において、広域組合は、処理対象物（但し、持込可燃ごみを除く。）の搬入を選定事業者の指定する受入設備へ、自らの責任と費用において行う。

- 2 選定事業者は、本施設に搬入された処理対象物について、計量を行う。なお、持込可燃ごみについては、搬入時と搬出時の 2 回計量を行わなければならない。
- 3 広域組合は、本施設に持ち込まれる処理対象物について、処理対象物のごみ質に変化があった場合の変動費 I 及び変動費 II の見直しについては、サービス対価の支払方法（別紙 3）の規定に従い、かかる規定以外の見直しは行わない。
- 4 本施設の一日あたりの処理能力を超える処理対象物が本施設に搬入される場合、選定事業者は、受入ピット等の受入設備において受入可能な量に達するまでこれを受け入れなければならない。かかる受入設備において受入可能な量を超える処理対象物に限り、受入を拒否できる。上記に関わらず、災害等の不可抗力の発生その他やむを得ない事由がある場合には、選定事業者は、受入設備において受入可能な量を超える処理対象物についても、本施設において受入可能な限り受け入れるよう最大限の努力を行う。
- 5 選定事業者は、処理対象物について目視検査を行い、持ち込み可燃ごみに含まれる処理不適物については、事業提案書の提案内容に従った排除を行い、収集可燃ごみに含まれる処理不適物については可能な限り排除してこれを専用の貯留・保管設備に搬入する。
- 6 処理不適物、その他処理が困難な一般廃棄物が混入していることが判明し、これらの

混入による損失が選定事業者が発生した場合は、当該処理不適物その他処理が困難な一般廃棄物の排除につき選定事業者が合理的な努力を尽くしていると広域組合が認めた場合に限り、選定事業者は広域組合に対しその因果関係を記した書類を提出の上、合理的な範囲で損失の補償を求めることができる。

- 7 法令等の変更に伴い処理対象物に関して変更等があった場合、当該処理対象物の変更に伴う追加処理費用については、第76条の規定に従う。

(持込可燃ごみについての伝票発行業務等)

第43条 選定事業者は、本施設に搬入された持込可燃ごみについて計量を行った後に、料金徴収の伝票を広域組合に代行して発行する。

- 2 選定事業者は、本施設に搬入された持込可燃ごみの処理料金に関し、広域組合が抽出した督促対象者に対して、広域組合に代行して督促状を発送し、その発送状況を報告する。

### 第3節 副生成物の有効利用及び最終処分

(副生成物の最終処分)

第44条 選定事業者は、副生成物については、要求水準書第3章第3節の規定及び関係法令等の規定に従い、自らの責任と費用において有効利用又は最終処分を行う。

- 2 選定事業者が搬入すべき最終処分場は、広域組合が指定する最終処分場とするが、選定事業者の責に帰すべき事由によらずに最終処分場が変更された場合には、当該変更により直接起因して選定事業者が発生した増加費用を広域組合が負担する。
- 3 選定事業者は、広域組合の要求に応じ、副生成物のうち、有効利用するものについては有効利用用途、有効利用量、各種の検査データ等を、最終処分するものについては最終処分量、各種の検査データ等を第50条第1項に基づく運営・維持管理報告書において報告しなければならない。

(処理不適物の最終処分)

第45条 選定事業者は、処理不適物の貯留、一時保管及び最終処分場への搬入を選定事業者の責任と費用において行う。

(広域組合委託先企業 - 廃棄物の運搬業務) **【全事業方式共通条項】**

第46条 選定事業者は、本施設において生じた副生成物のうち、要求水準書第3章第3節の規定に従って最終処分をするものについて、最終処分場までの運搬を自ら行わない場合には、運営期間を通じて当該運搬を行う広域組合委託先企業を確保しなければならない。

- 2 選定事業者は、本契約締結時に、前項に定める広域組合委託先企業をして、広域組合

が満足する内容の取引意思表明書を差入れさせる。

- 3 選定事業者は、工事開始日までに、第1項に基づき確保された広域組合委託先企業をして、最終処分される副生成物の運搬に係る委託契約を広域組合及び選定事業者との間で締結させなければならない。
- 4 前項に基づく委託契約は、以下の内容によるほか、広域組合が適当と認めたものでなければならない。
  - (1) 広域組合、選定事業者及び広域組合委託先企業の三者間契約であること。
  - (2) 最終処分される副生成物の所有者である広域組合を発注者とする事。
  - (3) 広域組合委託先企業に対する委託料の支払いについては、選定事業者が負担し、広域組合は直接広域組合委託先企業に対して委託料の支払を負担しないこと。
  - (4) 第29条第1項第(8)号及び第29条第2項第(8)号に基づく副生成物の運搬も業務内容に含むこと。
  - (5) 契約期間について、運営期間を通じて最終処分される副生成物の運搬が確保されると広域組合が合理的に認めた内容であること。
  - (6) 最終処分される副生成物の運搬に関連して発生するリスクについては、選定事業者又は広域組合委託先企業のいずれかが負担し、広域組合が広域組合委託先企業に対して何らの義務又は負担を負わないこと。
- 5 第3項に基づく委託契約にかかわらず、本契約上、第1項に基づき確保された広域組合委託先企業による業務の遂行については、選定事業者が全てその責任を負担し、当該広域組合委託先企業の責に帰すべき事由は、当然に選定事業者の責に帰すべき事由とみなす。
- 6 選定事業者は、やむを得ない事情による場合であって、かつ事前に広域組合の承諾を得た場合に限り、第1項に基づき確保された広域組合委託先企業を変更することができ、当該変更後の広域組合委託先企業については、本条各項を適用する。

(炭化物売却先企業)【流動床式炭化炉方式追加規定】

- 第46-2条 選定事業者は、本施設において生じた副生成物のうち、要求水準書第3章第3節の規定に従って有効利用する炭化物について、運営期間を通じて炭化物の買い取りを行う炭化物売却先企業を確保しなければならない。
- 2 選定事業者は、本契約締結時に、前項に定める炭化物売却先企業をして、広域組合が満足する内容の取引意思表明書を差入れさせる。
  - 3 選定事業者は、工事開始日までに、炭化物売却先企業との間で炭化物の売却に係る契約を締結し、その写しを広域組合に提出する。
  - 4 前項に基づく契約は、以下の内容によるほか、広域組合が適当と認めたものでなければならない。
    - (1) 本施設において生成される炭化物の全量の買い取りであること。

- (2) 第 29 条第 1 項第(8)号及び第 29 条第 2 項第(8)号において生成される炭化物についても買い取りを行うこと。
  - (3) 契約期間について、運営期間を通じて炭化物の全量買い取りが確保されると広域組合が合理的に認めた内容であること。
- 5 本契約上、炭化物売却先企業の責に帰すべき事由は、当然に選定事業者の責に帰すべき事由とみなす。
- 6 選定事業者は、やむを得ない事情による場合であって、かつ事前に広域組合の承諾を得た場合に限り、第 1 項に基づき確保された炭化物売却先企業を変更することができ、当該変更後の炭化物売却先企業については、本条各項を適用する。

(広域組合委託先企業 - セメント原料化)【**ストーカ+セメント原料化方式追加規定**】

第 46 - 3 条 選定事業者は、本施設において生じた副生成物のうち、要求水準書第 3 章第 3 節の規定に従ってセメント原料化により有効利用するものについて、セメント原料化及びセメント化を自ら行わない場合には、運営期間を通じてセメント原料化を行う広域組合委託先企業、セメント化を行う広域組合委託先企業並びにセメント原料化及びセメント化のために副生成物の運搬を行う広域組合委託先企業をそれぞれ確保しなければならない。

- 2 選定事業者は、本契約締結時に、前項に定める広域組合委託先企業をして、広域組合が満足する内容の取引意思表明書を差入れさせる。
- 3 選定事業者は、工事開始日までに、第 1 項に基づき確保された各広域組合委託先企業をして、副生成物のセメント原料化に係る委託契約、セメント化に係る委託契約及び副生成物の運搬にかかる委託契約を広域組合及び選定事業者との間で締結させなければならない。
- 4 前項に基づく委託契約は、以下の内容によるほか、広域組合が適当と認めたものでなければならない。

- (1) 広域組合、選定事業者及び広域組合委託先企業の三者間契約であること。
- (2) セメント原料化又はセメント化される副生成物の所有者である広域組合を発注者とする事。
- (3) セメント原料化又はセメント化される副生成物について、広域組合委託先企業が全量の運搬又は引取を行うこと。
- (4) 各広域組合委託先企業に対する委託料の支払いについては、選定事業者が負担し、広域組合は直接各広域組合委託先企業に対して委託料の支払を負担しないこと。
- (5) 第 29 条第 1 項第(8)号及び第 29 条第 2 項第(8)号に基づく副生成物の運搬及びその有効利用も業務内容に含むこと。
- (6) 契約期間について、運営期間を通じて副生成物のセメント原料化、セメント化及びその運搬が確保されると広域組合が合理的に認めた内容であること。

(7)副生成物のセメント原料化、セメント化及びその運搬に関連して発生するリスクについては、選定事業者又は各広域組合委託先企業のいずれかが負担し、広域組合が広域組合委託先企業に対して何らの義務又は負担を負わないこと。

- 5 第3項に基づく委託契約にかかわらず、本契約上、第1項に基づき確保された各広域組合委託先企業による業務の遂行については、選定事業者が全てその責任を負担し、当該広域組合委託先企業の責に帰すべき事由は、当然に選定事業者の責に帰すべき事由とみなす。
- 6 選定事業者は、やむを得ない事情による場合であって、かつ事前に広域組合の承諾を得た場合に限り、第1項に基づき確保された広域組合委託先企業を変更することができ、当該変更後の広域組合委託先企業については、本条各項を適用する。

#### 第4節 施設の運営管理等

(年間維持管理計画書等)

第47条 選定事業者は、広域組合に対し、毎事業年度の開始の30日前に、本施設の維持管理の内容を記載した年間維持管理計画書を提出し、広域組合の確認を受ける。

2 年間維持管理計画書の記載事項は、広域組合と選定事業者の協議の上、定める。

3 選定事業者は、工事開始日までに、本施設の長期修繕更新計画書を作成し、広域組合の確認を受ける。

(本施設の運営及び維持管理)

第48条 選定事業者は、本事業を滞りなく遂行できるように、運営・維持管理マニュアル及び年間維持管理計画書に従った本施設の運営及び維持管理を行うとともに、その機能を維持するために必要となる改良等の適切な措置を講じなければならない。

2 前項に定めるほか、選定事業者は、前条第3項に基づく長期修繕更新計画書に従い、本施設の修繕・更新を行わなければならない。

(運営状況の報告)

第49条 選定事業者は、本施設の運営に関する日報及び週報を作成し、次条第1項に基づく運営・維持管理報告書とともに毎月広域組合に提出する。日報及び週報の記載事項は、広域組合が指定する。

2 選定事業者は、前項に規定する日報及び週報に、受け入れた処理対象物について、広域組合構成市町村毎に受入量を明示して記載する。

3 広域組合は、処理対象物の発生元となる各広域組合構成市町村を識別する方法について、自らの責任により運営開始日までに定め、選定事業者に通知する。但し、選定事業者は、広域組合の定める識別方法が本施設設計又は建設に影響を与えると判断する場合は、選定事業者の対応の可否、対応方法及び費用負担について、広域組合と選定事業者

との間で協議を行う。

( 運営・維持管理報告書 )

第 5 0 条 選定事業者は、本施設の維持管理、修繕・更新及び運営について、毎月運営・維持管理報告書を作成し、翌月 1 0 日までに広域組合に提出する。

2 運営・維持管理報告書の記載事項は、広域組合と選定事業者の協議の上、定める。

( 緊急時の措置 )

第 5 1 条 選定事業者は、本施設に事故が発生した場合その他緊急の場合、施設の緊急停止を含む被害防止措置を直ちに実施するとともに、的確な復旧措置を講じる。

2 選定事業者は、前項に規定する事態が発生した場合、速やかに広域組合に連絡するとともに、周辺環境に影響が及ぶおそれがあるときは、広域組合と協議の上、調査しなければならない。その場合における費用負担については、広域組合と選定事業者の協議により帰責事由を明らかにした上、定める。

3 選定事業者は、第 1 項に規定する復旧措置を講じた場合、速やかに広域組合に連絡する。

( 環境保全の管理 )

第 5 2 条 選定事業者は、環境保全関係法令を遵守し、周辺環境に影響を与えないよう本施設の運営を行う。環境保全関係法令を遵守できない場合には、選定事業者の責任において、すみやかに本施設の改善を行う。

( 計測管理 )

第 5 3 条 選定事業者は、運営期間中、別紙 8 に示した計測管理を行う。なお、本施設の運営状況をより効率的に把握することが可能な計測管理項目等について選定事業者と広域組合が合意した場合には、別紙 8 に示した計測管理項目及び計測頻度を変更することができる。

2 選定事業者は、前項に従って行った計測管理に基づく運転データを下に広域組合が指定した様式により記録を作成し、これを毎月 1 0 日に広域組合に提出する。

3 選定事業者は、本施設に設置した情報公開設備及び選定事業者が開設・運営する本施設のホームページにおいて、広域組合が指定する項目を、公表しなければならない。

( 環境対策 )

第 5 4 条 選定事業者は、運営期間において、排ガスに関する環境計測項目のうち、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、ダイオキシン類、ばいじんの測定値が環境保全基準(別紙 7)を上回った場合には、直ちに広域組合に報告し対応を協議の上、施設の改善



を行う。この場合、施設の改善に要する費用の負担については、広域組合と選定事業者が協議の上、帰責性の有無に応じて決定する。

- 2 選定事業者は、前項に基づく測定値が法定規制値を上回った場合には、直ちに広域組合に報告し、広域組合の指示に従って本施設の稼働を停止しなければならない。この場合、本施設の復旧の手続は以下の通りとし、かかる復旧に要する費用の負担については、広域組合と選定事業者が協議の上、帰責性の有無に応じて決定する。

- (1) 広域組合と選定事業者は、協議により本施設が稼働停止となった原因と責任を究明する。

- (2) 選定事業者は、本施設の復旧計画及びごみ処理計画を提案し、広域組合の確認を得る。

- (3) 本施設の復旧までの間必要な他施設の委託処理を広域組合と選定事業者の協議により決定し、かつ選定事業者は本施設の復旧作業に着手する。

- (4) 選定事業者は、本施設の復旧のための試運転及び運転データの確認を行い、当該確認内容について、広域組合の確認を得る。

- (5) 上記確認取得後、本施設の稼働を再開する。

(点検、検査等)

第55条 選定事業者は、事業提案書に従い点検及び検査を行う。

- 2 選定事業者は、本施設の維持管理に関する点検、検査及びその他の措置等の記録を作成し、運営期間終了まで保存し、本施設の譲渡とともに広域組合に引き渡さなければならない。

(住民対応)

第56条 選定事業者は、住民対応の窓口となる。住民対応策の実施については、広域組合と選定事業者で協議し、広域組合は、合理的な範囲で選定事業者に協力を行う。

- 2 広域組合は、本事業の実施そのものに反対することを目的とする苦情等についてこれに対処する。これを理由として事業継続が困難になった場合、広域組合及び選定事業者は、【別紙12/12-2/12-3】第1条第4項の規定に従う。

- 3 選定事業者は、前項以外の住民対応について、本事業の運営に関して合理的に要求される範囲の住民対応を自らの責任と費用負担において行う。なお、選定事業者は、住民対応の実施について、広域組合に事前及び事後にその内容及び結果を報告し、必要に応じて協議を申し入れることができる。広域組合は合理的な範囲で選定事業者に必要な協力を行う。

- 4 選定事業者は、インターネットのホームページ開設、周辺住民への情報公開設備の設置等、入札説明書等及び事業提案書に従って情報公開を行う。

(本施設見学者への対応)

第57条 選定事業者は、本施設の見学希望者の窓口となり、受付を行う。

- 2 選定事業者は、見学スケジュール等について、広域組合と協議し、これを定める。
- 3 選定事業者は、予め定められた手続に従って施設見学者への説明等を行うとともに、見学者が安全に見学できるように配慮するなど、本施設の見学者の対応業務を適切に行う。
- 4 選定事業者は、事業概要を説明するリーフレットを作成し、必要に応じて見学者等に配布する。
- 5 選定事業者は、本施設の見学の申込及び実施状況を記録し、毎月10日に広域組合が指定した様式に基づく報告書を広域組合に提出する。

(その他附帯事業)

第58条 選定事業者は、本施設の警備結果を記録し、毎月10日に、広域組合が指定した様式に基づく報告書を広域組合に提出する。

- 2 選定事業者は、管理区域内の清掃及び除草の実施状況を記録し、毎月10日に、広域組合が指定した様式に基づく報告書を広域組合に提出する。

## 第5節 モニタリング

(本施設運営状況のモニタリング)

第59条 広域組合は、自らの費用負担において、選定事業者が本施設を適切に運営していることを確認するため、運営期間中において以下の通りモニタリングを行い、第50条第1項に基づく運営・維持管理報告書受領後14日以内に、当該運営・維持管理報告書の対象となる月の業務状況につき選定事業者に通知する。選定事業者は広域組合が行うモニタリングにつき、広域組合の要請に応じて合理的な協力を行う。

- 2 前項に規定するモニタリングの実施方法は、別紙9の通りとする。
- 3 広域組合は、前項の規定にかかわらず、必要に応じて本施設へ立ち入り、自らの費用において、必要があると認める測定等を行うことができ、選定事業者は、これに協力する。
- 4 広域組合は、前項に規定するモニタリング及び本施設への立会いの結果を公表することができる。

(業務不履行に関する手続)

第60条 前条に基づくモニタリングにより選定事業者の業務不履行が確認された場合について、その手続は、別紙9のとおりとする。

(本施設の周辺環境モニタリング)

第61条 広域組合は、運営期間中、自らの費用において、本施設の運営による周辺環境への影響を把握するため、周辺環境モニタリングを実施でき、選定事業者は、合理的な範囲でこれに協力しなければならない。

#### 第6節 一般廃棄物受入制約時の対応

(緊急代替方策)

第62条 選定事業者は、運営期間中、本施設の稼働停止、一般廃棄物処理能力の低下等の原因により、本施設において処理対象物が受入ピット等の貯留又は保管の容量を超えおそれが生じた場合、速やかに広域組合に報告する。この場合、選定事業者は、現有施設の稼働について、最大限努力する。

2 選定事業者は、前項に規定する報告を行った場合、容量を超えた処理対象物を処理できる代替方策(以下「緊急代替処理方策」という。)を策定し、広域組合の確認を受ける。この場合、広域組合は、選定事業者が行う緊急代替処理方策の策定に協力する。

3 選定事業者は、前項に規定する場合、広域組合の確認した緊急代替処理方策を遅滞なく実行する。

(一般廃棄物受入制約時の費用負担)

第63条 選定事業者は、自らの責めに帰すべき事由(第78条第1項に規定される不可抗力に至らない事象を含む)により、本施設の稼働停止、一般廃棄物処理能力低下等の事態が生じた場合、その責任を負う。この場合、当該稼働停止、一般廃棄物処理能力低下等の事態の継続中においても、広域組合は、サービス対価の支払方法(別紙3)の規定に従った支払を行うものとし、選定事業者は、緊急代替処理に要する費用及び施設の運転再開のための修理費等の追加費用を全て負担する。

2 広域組合は、自らの責めに帰すべき事由により、本施設の稼働停止、一般廃棄物処理能力低下等の事態が生じた場合、本施設の稼働停止、一般廃棄物処理能力の低下等の期間中、サービス対価の支払方法(別紙3)の規定に従った支払を行い、かつ、緊急代替処理に要する費用及び施設の運転再開のための修理費等の合理的費用を負担する。

3 広域組合は、不可抗力により、本施設の稼働停止、一般廃棄物処理能力低下等の事態が生じた場合、本施設の稼働停止、一般廃棄物処理能力の低下等の期間中、サービス対価の支払方法(別紙3)の規定に従った支払を行う。緊急代替処理に要する費用及び施設の運転再開のための修理費等の費用の負担については、別紙14に従う。

#### 第4章 サービス対価の支払等

( サービス対価 )

第 6 4 条 広域組合は、運営期間においてサービス対価の支払方法 ( 別紙 3 ) の定めに従い算定される金額を、サービス対価として、選定事業者を支払う。

- 2 広域組合は、前項の規定にかかわらず、サービス対価について、第 6 0 条の規定により減額できる。
- 3 前 2 項の規定に関わらず、選定事業者が業務不履行があった場合に、広域組合に前項に基づく減額を超える損害が発生した場合、広域組合は当該超過損害について選定事業者に対して賠償請求することができる。

( サービス対価の支払等 )

第 6 5 条 広域組合は、選定事業者に対して、サービス対価の支払方法 ( 別紙 3 ) の定めに従い、選定事業者の業務遂行の対価として、次条第 5 項に規定する請求に基づき、当該請求書を受領した日から 3 0 日以内 ( 以下「支払期限日」という。 ) に、第 6 0 条の規定に基づき減額される場合を除き、サービス対価を支払わなければならない。

- 2 選定事業者は、前項の規定によるサービス対価の支払が遅れた場合においては、支払期限日の翌日 ( 同日を含む。 ) から当該支払の完了した日 ( 同日を含む。 ) までの期間の日数に応じ、年 3 . 6 % の割合で計算した遅延損害金の支払を広域組合に請求することができる。この場合の計算方法は、年 3 6 5 日の日割計算とする。

( 請求の手順 )

第 6 6 条 選定事業者は、四半期毎に当該四半期の終了後 1 0 日以内に、第 4 9 条に規定する日報及び週報並びに第 5 0 条第 1 項に基づく運営・維持管理報告書を基に当該四半期における選定事業者の実績について記載した四半期報告書を作成し、広域組合の承諾を受ける。

- 2 広域組合は、前項の規定により四半期報告書の提出を受けた場合、承諾するときはその旨を、承諾しないときはその内容を、四半期報告書の提出を受けた日から 1 4 日以内に選定事業者へ通知する。
- 3 前項の規定の場合、選定事業者は、広域組合が承諾しなかった四半期報告書及び承諾用資料を改訂して再提出する。但し、選定事業者は、当該四半期報告書が承諾されなかったことについて、異議を申し立てることができる。
- 4 選定事業者は、当該四半期報告書が承諾されなかった場合、指摘事項を踏まえて四半期報告書の補足、修正又は変更を行う。この場合、選定事業者は、補足、修正又は変更を経た四半期報告書につき、改めて広域組合の承諾を受けなければならない。
- 5 選定事業者は、広域組合の四半期報告書の承諾を得た後、これに基づいたサービス対価の請求書を作成し、広域組合に請求する。

( サービス対価の見直し )

第 6 7 条 広域組合及び選定事業者は、サービス対価の支払方法 ( 別紙 3 ) に定めるサービス対価の算出方法で考慮されていない変動要素が生じた場合及び算出方法の前提条件とは異なる事態が生じた場合には、協議を行い、算出方法の見直しを検討する。

2 前項の協議は、広域組合又は選定事業者からの申し入れにより実施し、双方誠意をもって協議を行う。

( 運営保証金 II の返還 ) **【流動床式炭化炉方式・ストーカ+セメント原料化方式追加規定】**

第 6 7 - 2 条 広域組合は、【第 6 8 - 2 / 6 8 - 4 条】に基づく追加溶融施設の追加整備後の維持管理・運營業務が行われる以前において、各事業年度の最終のサービス対価の支払時期に合わせて、別紙 1 6 記載の金額及びスケジュールに従い、運営保証金 II を選定事業者に均等に返還する。

2 【第 6 8 - 2 / 6 8 - 4 条】に基づく追加溶融施設の追加整備が行われることとなった場合、広域組合は運営保証金 II を選定事業者に返還しない。

## 第 5 章 契約保証

( 契約保証 )

第 6 8 条 選定事業者は、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額の契約保証金を、本契約締結時に広域組合に対して納付する。但し、選定事業者は、かかる契約保証金の納付に代えて、契約保証金額に相当する国債証券、地方債証券、若しくは銀行又は益田市指定金融機関の保証を差し入れることができる。

2 広域組合は、選定事業者が固定費 I の総額 ( 但し利息部分を除く ) の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を建設期間における保険金額とし、広域組合又は選定事業者を被保険者とする履行保証保険の保険証券の写しを工事開始予定日前までに、広域組合に提出した場合、契約保証金の納付に代わる担保を提供したものとみなす。なお、選定事業者は、自らを被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合には、保険金請求権の上に、【別紙 1 2 / 1 2 - 2 / 1 2 - 3】第 1 条第 5 項第 ( 2 ) 号に基づく違約金支払請求権を被担保債権として、広域組合を第一順位とする質権を設定する。かかる質権設定の費用は選定事業者が負担する。

3 選定事業者は、運営期間中においては、契約保証金を納付する必要はない。

## 第 5 - 2 章 追加溶融施設の追加整備 **【流動床式炭化炉方式追加規定】**

(有効利用の不能)

第68-2条 本契約締結後、工事完工日の前後を問わず炭化物売却先企業の確保が困難になったと広域組合が合理的に判断した場合(炭化物売却先企業が破綻し、かつ代替となる企業が存在しない場合を含むがこれに限られない。)若しくは別紙9の(4)に定める副生成物の取扱に関する改善勧告が3回繰り返された場合、広域組合は、選定事業者と協議の上、追加溶融施設の追加整備の要否を決定する。

2 前項に基づき広域組合が追加溶融施設の追加整備を決定した場合、選定事業者は追加溶融施設の追加整備について、広域組合が満足する内容の履行保証を調達し、かかる履行保証の調達を確認後、広域組合は追加溶融施設の追加整備資金として運営保証金Ⅰを選定事業者に戻す。

3 前項に基づき広域組合が追加溶融施設の追加整備を決定した場合、広域組合は運営保証金Ⅱの返還は行わない。但し、当該決定以後、固定費Ⅱ、変動費Ⅰ及び変動費Ⅱを運営保証金Ⅱ相当額分増額する(運営保証金Ⅱ相当額をいかなる比率で固定費Ⅱ、変動費Ⅰ及び変動費Ⅱに割り振るかについては、運営保証金Ⅱ納付時の選定事業者の提案内容に従う。

4 第1項に基づき広域組合が追加溶融施設の追加整備を行わないことを決定した場合、選定事業者の帰責性の有無に関わらず、第1項の炭化物売却先企業の喪失を選定事業者の不履行とみなし、本契約を解除する。かかる解除の効果については、別紙12-2第1条第5項に定めるところによる。

(追加溶融施設の追加整備)

第68-3条 前条第2項に基づき選定事業者が追加溶融施設の追加整備を行う場合には、広域組合は選定事業者と協議の上、必要に応じ以下の事項を含む本契約の変更を行う。なお、追加溶融施設の追加整備を行う場合であっても、前条第3項の規定を除き、サービス対価の金額の変更は行わない。

(1) 本施設とは別に追加溶融施設の完工予定日を設ける等、適切な日程を設定する。但し、選定事業者は、追加溶融施設を除く本施設の整備及び追加溶融施設の稼働を除く維持管理業務は当初の日程に従って行う義務を負担する。

(2) 追加溶融施設の整備期間中、変動費Ⅱは支払停止とし、選定事業者は自らの費用で副生成物の最終処分を行う。なお、追加溶融施設の整備期間中に限って、最終処分場での副生成物の受入を可能とする(但し、薬剤処理やセメント固化等により重金属の安定化処理をした者に限る。)

(3) 追加溶融施設整備期間中であっても、別紙9の(3)に定めるサービス対価の減額は行われる。

(4) 追加溶融施設を除く本件施設について、設計の変更は原則として認めない。

### 第5 - 3章 追加溶融施設の追加整備【ストーカ+セメント原料化方式追加規定】

(有効利用の不能)

第68 - 4条 本契約締結後、工事完工日の前後を問わずセメント原料化、セメント化又はその運搬を行う広域組合委託先企業の確保が困難になったと広域組合が合理的に判断した場合(広域組合委託先企業が破綻し、かつ代替となる企業が存在しない場合を含むがこれに限られない。)若しくは別紙9の(4)に定める副生成物の取扱いに関する改善勧告が3回繰り返された場合、広域組合は、選定事業者と協議の上、追加溶融施設の追加整備の可否を決定する。

2 前項に基づき広域組合が追加溶融施設の追加整備を決定した場合、選定事業者は追加溶融施設の追加整備について、広域組合が満足する内容の履行保証を調達し、かかる履行保証の調達を確認後、広域組合は追加溶融施設の追加整備資金として運営保証金Ⅰを選定事業者に戻す。

3 前項に基づき広域組合が追加溶融施設の追加整備を決定した場合、広域組合は運営保証金Ⅱの返還は行わない。但し、当該決定以後、固定費Ⅱ、変動費Ⅰ及び変動費Ⅱを運営保証金Ⅱ相当額分増額する(運営保証金Ⅱ相当額をいかなる比率で固定費Ⅱ、変動費Ⅰ及び変動費Ⅱに割り振るかについては、運営保証金Ⅱ納付時の選定事業者の提案内容に従う。

4 第1項に基づき広域組合が追加溶融施設の追加整備を行わないことを決定した場合、選定事業者の帰責性の有無に関わらず、第1項の広域組合委託先企業の喪失を選定事業者の不履行とみなし、本契約を解除する。かかる解除の効果については、別紙12 - 3第1条第5項に定めるところによる。

(追加溶融施設の追加整備)

第68 - 5条 前条第2項に基づき選定事業者が追加溶融施設の追加整備を行う場合には、広域組合は選定事業者と協議の上、必要に応じ以下の事項を含む本契約の変更を行う。なお、追加溶融施設の追加整備を行う場合であっても、前条第3項の規定を除き、サービス対価の金額の変更は行わない。

(1) 本施設とは別に追加溶融施設の完工予定日を設ける等、適切な日程を設定する。但し、選定事業者は、追加溶融施設を除く本施設の整備及び追加溶融施設の稼働を除く維持管理業務は当初の日程に従って行う義務を負担する。

(2) 追加溶融施設の整備期間中、変動費Ⅱは支払停止とし、選定事業者は自らの費用で副生成物の最終処分を行う。なお、追加溶融施設の整備期間中に限って、最終処分場での副生成物の受入を可能とする(但し、薬剤処理やセメント固化等により重金属の安定化処理をしたものに限る。)

- (3) 追加溶融施設整備期間中であっても、別紙9の(3)に定めるサービス対価の減額は行われる。
- (4) 追加溶融施設を除く本件施設について、設計の変更は原則として認めない。

## 第6章 契約の終了

### 第1節 契約の終了又は解除

#### (事業期間)

第69条 本契約は、契約締結日からその効力を生じ、選定事業者の広域組合に対する本施設の譲渡に係る全ての手続きが完了した時に終了する。

#### (本契約の解除)

第70条 本契約の解除事由及び本契約の解除に伴う措置については、【別紙12 / 12 - 2 / 12 - 3】に定める。

### 第2節 本契約の終了に伴う措置

#### (本事業終了に際しての処置)

第71条 選定事業者は、本契約が終了した場合(本契約が解除された場合を含む。)において、管理区域又は本施設内に選定事業者が所有又は管理する工事材料、建設・業務機械器具、仮設物その他のもの(以下「当該器材等」という。)を自らの費用負担により撤去する。

- 2 広域組合は、第1項に規定する場合、選定事業者が正当な理由なく、相当の期間内に当該器材等の処置を実施しないときは、選定事業者に代わって当該器材等を処分し、管理区域又は本施設の修復、片付けその他適当な処置を行うことができる。この場合、選定事業者は、必要な費用を負担する。

#### (本施設の譲渡)

第72条 選定事業者は、運営期間終了日をもって広域組合に対し本施設の所有権を無償で譲渡し、速やかに所有権移転登記手続を選定事業者の費用負担により行う。なお、かかる譲渡の際、広域組合が不要と判断した備品については、選定事業者が自らの費用負担により撤去する。

- 2 前項に基づく本施設の譲渡に先立ち、本施設が要求水準書記載の業務その他これに付随する業務のために継続使用するに支障のない状態であることを確認することを目的と



した検査（以下「譲渡前検査」という。）を、譲渡に先立って実施する。なお、譲渡前検査には、廃棄物処理法施行規則第5条に定める精密機能検査を含む。

- 3 前項に基づく譲渡前検査について、検査事項の具体的な内容、検査方法及び検査スケジュールを決定するため、広域組合と選定事業者は、運営期間満了の3年前の時点から協議を行う。
- 4 譲渡前検査においては、広域組合が選任した技術的な水準を有する者を加える。また、広域組合は、譲渡前検査を行う場合、本施設に立ち入ることができ、選定事業者は、譲渡前検査の実施に協力する。
- 5 譲渡前検査により要求水準書に定める基準に基づき本施設に修繕すべき点が存在することが判明した場合、広域組合は選定事業者に対してこれを通知し、選定事業者は速やかにこれを修繕する。但し、広域組合が修繕を要するとした点について、不可抗力が原因で修繕が必要となったことを選定事業者が明らかにした場合には、選定事業者は、当該修繕について別紙14で選定事業者が負担する範囲での費用を負担すれば足りる。
- 6 工事完工日以降、運営期間満了前に本契約が解除により終了した場合、第2項ないし第5項に準じて譲渡前検査を実施する。この場合、【別紙12 / 12 - 2 / 12 - 3】によって本契約が解除された場合には、譲渡前検査の方法、内容については広域組合が合理的に決定し、その他の場合には、広域組合と選定事業者の協議により譲渡前検査の方法、内容を決定する。

（運営期間満了に伴う運営保証金Ⅰの返還）【流動床式炭化炉方式の追加規定】

- 第72-2条 運営期間の満了に伴う本施設の譲渡が完了した場合、選定事業者は、副生成物のうち炭化物の売却先企業が、運営期間満了後1年間確保されるよう必要な措置をとらなければならない。
- 2 運営期間満了時において、副生成物のうち炭化物の売却先企業が、運営期間満了後1年間確保されることが確実であると広域組合が判断した場合、広域組合は、本施設の譲渡完了後30日以内に運営保証金Ⅰを選定事業者へ返還する。
  - 3 前項の場合を除き、広域組合は運営期間が満了した場合であっても、運営保証金Ⅰは選定事業者へ返還しない。

（運営期間満了に伴う運営保証金Ⅰの返還）【ストーカ+セメント原料化方式追加規定】

- 第72-3条 運営期間の満了に伴う本施設の譲渡が完了した場合、選定事業者は、副生成物のセメント原料化、セメント化及びその運搬のための委託先企業が、運営期間満了後1年間以上確保されるよう必要な措置をとらなければならない。
- 2 運営期間満了時において、副生成物のセメント原料化、セメント化及びその運搬のための委託先企業が、運営期間満了後1年間以上確保されることが確実であると広域組合

が判断した場合、広域組合は、本施設の譲渡完了後30日以内に運営保証金Iを選定事業者に返還する。

- 3 前項の場合を除き、広域組合は運営期間が満了した場合であっても、運営保証金Iは選定事業者に返還しない。

(性能保証)

第73条 第72条第1項に基づく本施設の譲渡後、選定事業者及び構成員は、本施設が第29条第2項第(5)号に定める性能要件を充足することにつき連帯して保証し、本契約締結後直ちに別紙10の内容の保証書を差し入れなければならない。

- 2 前項に基づく性能保証の保証期間は、本施設の譲渡後1年間とする。
- 3 選定事業者は、前項の保証期間が経過するまでの間、解散してはならない。但し、第1項に基づき差し入れられた保証書により十分な保証が得られていると広域組合が判断して承諾した場合には、この限りではない。
- 4 第1項ないし第3項の規定は、工事完工日以降、運営期間満了前に本契約が解除により終了した場合に準用し、本契約が解除された場合、広域組合が指定する構成員は、前3項に準じた内容の保証書を広域組合に差し入れる。

(選定事業者による協力及び教育訓練)

第74条 選定事業者は、本契約が終了した場合、本施設の譲渡時及び譲渡後において、広域組合が本施設を継続して使用できるよう、適宜本施設の運営及び維持管理に関する記録、要領、申し送り事項その他資料を提供するほか、本契約終了後本施設の運営を行う者に対して、本施設の運営及び維持管理につき必要な教育訓練を行う。

- 2 前項の規定は、工事完工日以降、運営期間満了前に本契約が解除により終了した場合に準用する。

## 第7章 保険

(保険)

第75条 選定事業者は、本施設の建設に関連する損失や損害に備えて、保険(別紙11)に定められた種類及び内容の保険を、建設時に自らの責任と費用において付保し、保険契約締結後速やかに当該保険証券の写しを広域組合に提出しなければならない。

- 2 選定事業者は、本施設の運営に関連する損失や損害に備えて、保険(別紙11)に定められた種類及び内容の保険を、運営・維持管理時に自らの責任と費用において付保し、保険契約締結後又は更新後速やかに当該保険証券の写しを広域組合に提出しなければならない。

## 第8章 法令等の変更

### (法令等の変更にかかる負担)

第76条 選定事業者は、本契約の締結日以降、法令等が変更されたことにより本契約に係る自らの義務の履行ができなくなった場合、速やかにその内容詳細を記載して相手方に通知しなければならない。この場合、選定事業者は、法令等の変更が発生した日以降、当該法令等の変更により履行ができなくなった義務について、本契約に基づく履行義務を免れる。但し、広域組合及び選定事業者は、法令等の変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努めなければならない。なお、広域組合は、サービス対価の支払いにおいて、選定事業者が履行義務を免れた義務について、選定事業者が当該免除によって免れた費用を控除し、選定事業者が実際に行ったその他の業者内容に応じたサービス対価の支払いをすることができる。

2 選定事業者は、本契約の締結日以降、法令等が変更されたことにより、本件工事、運営及び維持管理業務に関して合理的な追加費用が発生した場合、広域組合に対して当該法令等の変更に伴う費用の詳細を報告し、追加費用の負担方法等について最長60日広域組合と協議することができる。かかる協議が調わない場合、別紙13に規定する負担割合に応じて費用を負担する。広域組合及び選定事業者は、法令等の変更によりサービス対価の減額が合理的と認められる場合、サービス対価を変更し、支払方法については協議の上決定する。

3 広域組合は、前項に規定する法令等の変更により事業の継続が不能となった場合又は過分の追加費用を要することとなった場合、【別紙12 / 12 - 2 / 12 - 3】第1条第4項の規定に従うことができる。

## 第9章 不可抗力

### (不可抗力)

第77条 広域組合及び選定事業者は、不可抗力により本契約に係る自らの義務の履行ができなくなった場合、速やかにその内容詳細を記載して相手方に通知しなければならない。この場合、広域組合は、選定事業者との協議により通知の内容について、確認した結果、不可抗力が認められたときは、選定事業者は、不可抗力が発生した日以降、不可抗力により履行ができなくなった義務について、本契約に基づく履行義務を免れる。但し、広域組合及び選定事業者は、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努めなければならない。なお、広域組合は、サービス対価の支払いにおいて、選定

事業者が履行義務を免れた義務について、選定事業者が当該免除によって免れた費用を控除し、選定事業者が実際に行ったその他の業者内容に応じたサービス対価の支払いをすることができる。

- 2 不可抗力により、本件工事、維持管理・運營業務に関して合理的な追加費用が発生した場合、選定事業者は、追加費用の負担方法等について最長60日広域組合と協議することができる。かかる協議が調わない場合、別紙14に規定する負担割合に応じて費用を負担する。
- 3 不可抗力により本事業に関して第三者に損害を及ぼした場合、選定事業者は追加費用の負担方法等について最長60日広域組合と協議することができる。かかる協議が調わない場合、別紙14に規定する負担割合に応じて費用を負担する。なお、かかる損害について、選定事業者が付保した保険により填補される部分がある場合には、広域組合及び選定事業者は、当該損害額から当該保険により填補された金額を控除した金額につき、別紙14に規定する負担割合に応じて当該損害を負担する。
- 4 広域組合は、前項に規定する不可抗力により事業の継続が不能となった場合又は過分の追加費用を要することとなった場合、【別紙12 / 12 - 2 / 12 - 3】第1条第4項の規定に従うことができる。

(不可抗力に至らない事象)

第78条 広域組合及び選定事業者の双方についてその責に帰すべき事由のない事象であって、不可抗力に至らない事象(選定事業者に通算予見可能で、かつ同種の業務を行う事業者に通算要求される最高の注意義務に基づき対策をとるべき事象であって、広域組合及び選定事業者に帰責事由のない風水害等の事象を含むがこれに限られない。)により、本件設について、設計図書に従い建設若しくは工事ができなくなった場合、又は要求水準で提示された条件に従って維持管理・運營業務の遂行ができなくなった場合、選定事業者は、直ちにこれを広域組合に通知する。

- 2 広域組合は、前項の通知を受けた場合、当該事象による本事業への影響を除去するために必要な猶予期間を、選定事業者と協議の上、決定する。但し、前項の通知受領後14日以内に選定事業者との協議が調わない場合、広域組合は、合理的な猶予期間を決定して選定事業者に通知する。選定事業者は、かかる決定に従い、猶予期間中に当該事象によって本事業に生じた影響を治癒する。
- 3 前項に基づく治癒義務を除き、当該事業によって設計図書に従い建設若しくは工事ができなくなった場合、又は要求水準で提示された条件に従って維持管理・運營業務の遂行ができなくなった場合、その業務について、前項に基づき決定された猶予期間中に限り、選定事業者はその履行義務を免れる。但し、前項に基づき選定事業者が行う治癒に要する費用、当該事象によって発生した増加費用又は選定事業者が発生した損害は、全て選定事業者の負担とする。なお、広域組合は、サービス対価の支払いにおいて、選定

事業者が履行義務を免れた業務について、選定事業者が当該免除によって免れた費用を控除し、選定事業者が実際に行ったその他の業務の内容に応じたサービス対価の支払いをすることができる。

- 4 第2項に基づき決定された猶予期間経過後、選定事業者に、前項に基づき履行義務を免除されていた業務について不履行があった場合、選定事業者は、第1項の通知にかかる事象をもって、自己に帰責性がない旨の抗弁とすることはできない。

## 第10章 公租公課

### (公租公課)

第79条 選定事業者は、本契約及びこれに基づき締結される合意に関連して生じる租税を全て負担する。広域組合は、選定事業者に対してサービス対価に対する消費税（消費税法（昭和63年法律第108号）に定める税をいう。）及び地方消費税（地方税法（昭和25年法律第226号）第2章第3節に定める税をいう。）を支払うほか、本契約に関連する全ての租税について本契約に別段の定めある場合を除き負担しない。

## 第11章 その他

### (選定事業者の表明保証・誓約)

第80条 選定事業者は、広域組合に対して、契約締結日現在において、次の事実を表明し、保証する。

- (1) 選定事業者が、日本国の法律に基づき適法に設立され、有効に存在する法人であり、かつ、自己の財産を所有し、本契約を締結し、及び本契約の規定に基づき義務を履行する権限及び権利を有していること。
  - (2) 選定事業者による本契約の締結及び履行は、選定事業者の目的の範囲内の行為であり、選定事業者が本契約を締結し、履行することにつき法令上及び選定事業者の社内規則上要求されている一切の手続を履践したこと。
  - (3) 本契約の締結及び本契約に基づく義務の履行が、選定事業者に適用のある法令に違反せず、選定事業者が当事者であり、若しくは選定事業者が拘束される契約その他の合意に違反せず、又は選定事業者に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないこと。
  - (4) 本契約は、その締結により適法、有効かつ拘束力ある選定事業者の債務を構成し、本契約の規定に従い強制執行可能な選定事業者の債務が生じること。
- 2 選定事業者は、広域組合の事前の承諾なしに、定款の変更、重要な資産の譲渡、解散、合併、営業譲渡、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織変更を行ってはならず、

また、代表者、役員又は商号に変更があった場合、直ちに広域組合に通知する。

( 広域組合の表明保証・誓約 )

第 8 1 条 広域組合は、選定事業者に対して、契約締結日現在において、次の事実を表明し、保証する。

- (1) 広域組合が、地方自治法第 2 8 4 条第 2 項に基づき適法に設立された特別地方公共団体である一部事務組合であり、かつ、自己の財産を所有し、本契約を締結し、及び本契約の規定に基づき義務を履行する権限及び権利を有していること。
- (2) 広域組合による本契約の締結及び履行は、益田地区広域市町村圏事務組合規約（昭和 4 5 年 1 0 月 3 1 日島根県知事許可）（以下「規約」という。）に規定される、広域組合の共同処理する事務の範囲内の行為であること。
- (3) 広域組合が、管理区域の所有権を保有していること。
- (4) 広域組合が、本契約の締結について、法令及び規約その他の内部規則上要求されている授權その他一切の手續を履行していること、並びに本契約の履行に必要な債務負担行為が組合議会において議決されていること。

2 広域組合は、本契約に基づく債権債務が消滅するに至るまで、本施設の運営に必要な広域組合の取得すべき許認可を維持することを選定事業者に対して誓約する。

( 秘密保持 )

第 8 2 条 広域組合及び選定事業者は、本契約の交渉、作成、締結、実施を通じて開示を受けた相手方（本条において以下「情報開示者」という。）の営業上及び技術上の知識及び経験、資料、数値その他全ての情報であって、情報開示者が開示の時点において秘密として管理している複製物を含む情報（以下「秘密情報」という。）を、本契約上の義務の履行以外の目的に使用してはならず、また以下の各号に定める場合を除き、第三者に開示してはならない。

- (1) 選定事業者の株主及び融資機関並びにこれらの者に対して、本事業に関する助言を行う弁護士、会計士及びコンサルタントに対し開示する場合。但し、当該弁護士、会計士及びコンサルタントに対して、本条と同等の守秘義務を課している場合に限る。
- (2) 広域組合構成市町村に対して、又は本事業に関する助言を行う弁護士、会計士及びコンサルタントに対し開示する場合。但し、当該弁護士、会計士及びコンサルタントに対して、本条と同等の守秘義務を課している場合に限る。
- (3) 広域組合構成市町村が定める情報公開条例その他の法令等の適用を受ける場合

2 以下の各号に該当する情報は、秘密情報に該当しない。

- (1) 情報開示者から提供を受ける前に保有している情報
- (2) 第三者から正当に入手した情報

- (3) 情報開示者から提供を受けた情報によらず独自に開発した情報
  - (4) 本条に定める秘密保持義務に違反することなく既に公知となった情報
- 3 本条に定める秘密保持義務は、本契約の終了後も5年間その効力を有する。

( 融資機関との協議 )

第83条 広域組合は、本事業に関して選定事業者に融資する融資機関と以下の事項について、協議する。

- (1) 広域組合が本契約に関する損害賠償を選定事業者に請求し、又は契約を終了させる際の融資機関への事前通知及び協議に関する事項
- (2) 選定事業者の株式を株主から譲渡させるに際しての事前協議に関する事項
- (3) 融資機関が選定事業者との融資契約を解約し、又は選定事業者から担保提供を受けた権利を実行する際の広域組合への事前協議及び通知に関する事項
- (4) 広域組合によるモニタリングの結果、選定事業者の業務不履行が認められた場合で、広域組合がサービス対価の減額をしようとするとき、又は広域組合が選定する第三者に選定事業者の業務を委託しようとするときの融資機関への事前通知及び協議に関する事項

( 株主構成の変更 )

第84条 選定事業者は、本契約締結後直ちに、選定事業者の株主をして別紙15の様式及び内容の誓約書を、広域組合に対して提出させる。

- 2 選定事業者は、選定事業者の株主以外の第三者に対し新株を割り当てるときは、事前に広域組合の承諾を得、また、かかる場合、選定事業者は、新株の割当てを受ける者をして、広域組合に対して、速やかに別紙15の様式及び内容の誓約書を提出させる。
- 3 選定事業者は、本契約の終了に至るまで、構成員が選定事業者の全議決権の2分の1を超える議決権を保持するよう新株の発行を行う。
- 4 選定事業者の株式は、事前に書面により広域組合の同意を得た場合に限り、これを譲渡、担保設定その他処分することができる。広域組合は、合理的な理由なく同意を留保し、又は遅延しない。

( 財務書類の提出 )

第85条 選定事業者は、契約締結日以降、本契約の終了に至るまで、事業年度の最終日より3ヶ月以内に、商法上の大会社に準じた公認会計士の監査済財務書類（商法（明治32年法律第48号）第281条による貸借対照表、損益計算書、営業報告書、利益の処分又は損失の処理に関する議案及びその附属明細書をいう。）を広域組合に提出し、かつ、広域組合に対して監査報告及び年間業務報告を行う。なお、広域組合は当該監査済財務書類を公開することができる。

( 準拠法 )

第 8 6 条 本契約は、日本国の法令等に準拠するものとし、日本国の法令等に従って解釈する。

( 管轄裁判所 )

第 8 7 条 本契約に関する紛争については、松江地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

( 解釈 )

第 8 8 条 本契約の各条項等の解釈について疑義を生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、広域組合と選定事業者の協議の上、互いに誠意をもってこれを定める。  
2 本契約、基本協定及び入札説明書等の間に齟齬がある場合、本契約、基本協定、入札説明書に対する質問及び回答書、入札説明書、要求水準の順にその解釈が優先する。

( 特許権等の使用 )

第 8 9 条 選定事業者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令等に基づき保護されている第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する全ての責任を負わなければならない。

( 著作権 )

第 9 0 条 選定事業者から提出される図書類について、その著作権は選定事業者に所属し、広域組合は、事前に選定事業者に通知することにより、自己及び広域組合構成市町村のために限り無償にてこれを利用することができる。

( 雑則 )

第 9 1 条 本契約並びにこれに基づき締結される全ての合意に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び契約終了告知・解約等は、書面により行わなければならない。  
2 本契約の履行に関して広域組合と選定事業者の間で用いる計量単位は、入札説明書等及び事業提案書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）に定める。  
3 契約期間の定めについては、民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）及び商法（明治 3 2 年法律第 4 8 号）の定めるところによる。  
4 本契約の履行に関して用いる時刻は、日本標準時とする。  
5 本契約において「確認」とは、当事者の一方が相手方に書類の提出等をした場合、相



手方が受領の押印をすることをいう。但し、当事者の一方は、確認を理由として何ら責任を負担するものではない。

[ 以下本頁余白 ]

本契約の締結日は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律117号）第9条の規定により、平成17年5月（予定）の広域組合議会における本契約にかかる議案の議決日であり、下記年月日は仮契約締結年月日であることを確認する。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、各当事者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成17年 月 日

広域組合

選定事業者

## 別紙 1 実施設計図書

選定事業者は、以下に示す実施設計図書を各 2 部広域組合に提出すること。

### ( 1 ) プラント工事関係

工事仕様書  
設計図  
計算書  
工事積算内訳書  
建設工事工程表

### ( 2 ) 建築工事関係

建築意匠設計図  
建築構造設計図  
電気設備設計図  
機械設備設計図  
外構設計図  
透視図 ( パース図 )  
各工事仕様書  
各工事計算書  
工事積算内訳書

## 別紙 2 施工計画書

選定事業者は、以下に示す施工計画書を各 2 部広域組合に提出すること。

- ( 1 ) 工事概要
- ( 2 ) 工事工程表 ( 詳細版 )
- ( 3 ) 現場組織表
- ( 4 ) 安全管理計画書
- ( 5 ) 主要資材リスト
- ( 6 ) 施工方法 ( 主要機械 , 仮設備計画 , 工事用地を含む ) 説明書
- ( 7 ) 施工管理計画書
- ( 8 ) 緊急時の体制及び対応説明書
- ( 9 ) 交通管理計画書
- ( 10 ) 環境保全計画書
- ( 11 ) 現場作業環境管理計画書
- ( 12 ) その他

### 別紙3 サービス対価の支払方法

[ 入札説明書添付資料-2「サービス対価の支払方法について」を参照のこと。]

#### 別紙4 事業日程表

事業契約締結	平成17年 月
設計期間	平成17年 月～平成 年 月
管理区域造成工事期間	平成 年 月～平成 年 月
建設期間	平成 年 月～平成 年 月
完成検査	平成 年 月 日まで
運営・維持管理マニュアルの作成	運営開始予定日の60日前
受入ごみの発生元となる市町村の識別方法の決定	運営開始日まで
運営期間	平成 年 月～平成35年3月31日
運営期間終了後の業務に関する協議開始	運営期間終了の3年前
事業期間の終了	本施設の譲渡手続きの終了まで

上記日程は予定とする。

## 土地使用貸借契約書

益田地区広域市町村圏事務組合（以下「広域組合」という。）と【 】（以下「選定事業者」という。）は、土地の使用貸借について次のとおり契約する。なお、本契約で別段定義するものの他、本契約において使用する用語は、本件事業契約（以下に定義する。）における定義に基づくものとする。

### （目的）

第 1 条 広域組合は、次の土地（以下「本件土地」という。）を、広域組合と選定事業者の間で平成 年 月 日付で締結された「益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 事業契約」（以下「本件事業契約」という。）に基づき、選定事業者が本施設を建設及び所有し、かつ運営及び維持管理業務を行うことを目的として選定事業者は無償で貸し付け、選定事業者は、この土地を借り受ける。

- ・ 施設名 益田地区広域クリーンセンター（以下「本施設」という。）
- ・ 所在地
- ・ 面積
- ・ 使用箇所 添付図面に表示された部分

### （期間）

第 2 条 使用貸借の期間は、本件事業契約第 1 2 条に基づく管理区域の造成工事が完了した日から平成 3 5 年 3 月 3 1 日までとする。

2 広域組合及び選定事業者は、本事業が選定事業者により継続されている間、本契約を解約できない。

### （譲渡及び転貸の禁止）

第 3 条 選定事業者は、広域組合の書面による承諾を得ないで、本契約により生ずる権利を譲渡し、又は本件土地を転貸してはならない。但し、広域組合は、選定事業者が本契約により生じる選定事業者の債権及び選定事業者の契約上の地位に融資機関のために担保権を設定する場合、合理的な理由なく、係る承諾を留保又は遅延しない。

### （使用上の制限）

第 4 条 選定事業者は、常に本件土地が公有財産であることに配慮し、善良なる管理者の注意をもって使用、維持保全しなければならない。

2 選定事業者は、本件土地について広域組合の承諾を得ないで現状を変更し、又は本件土地上に本施設以外の建物その他の施設を新築し、若しくは増改築してはならない。

(変更等承諾手続)

第5条 選定事業者は、本契約の定めるところにより広域組合の承諾を必要とする行為をしようとするときは、事前にその理由その他参考となるべき事項を詳細に記載した書面により、広域組合に申請し、広域組合の承諾を得なければならない。

2 前項の規定による選定事業者の申請に対する広域組合の承諾は、書面による。

(第三者に損害を及ぼした場合の措置)

第6条 選定事業者は、本件土地の使用により第三者に損害を及ぼすおそれがある場合は、選定事業者の責任において損害の発生を防止し、第三者に損害を及ぼした場合は、選定事業者の負担において賠償しなければならない。但し、広域組合の責めに帰すべき事由又は不可抗力により第三者に損害が発生した場合、本件事業契約に定めるところによる。

(補修義務等)

第7条 選定事業者は、本件事業契約第12条第1項に基づき広域組合が行った造成工事の瑕疵の補修を除き、本件土地の補修義務を負う。

2 選定事業者は、前項に基づく本件土地についての補修費等の必要費、改良等の有益費、その他本件土地の使用に伴い要する費用を負担する。但し、広域組合の責めに帰すべき事由又は不可抗力により費用が発生した場合、当該費用は広域組合が負担し、詳細については本件事業契約に定めるところによる。

(毀損の通知義務)

第8条 選定事業者は、本件土地の全部又は一部が毀損した場合は、直ちに広域組合にその状況を通知しなければならない。

(使用上の損傷等)

第9条 選定事業者は、自らの責めに帰すべき事由により本件土地を毀損した場合、自らの負担において本件土地を原状に回復しなければならない。

(実地調査等)

第10条 広域組合は、必要があると認める場合、使用貸借の期間中、本契約の内容について、広域組合の職員をして、選定事業者に対し随時質問、その他本件土地について実地調査させ、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。但し、改変部分以外について調査する場合の費用は、広域組合の負担とする。

2 選定事業者は、前項に規定する調査を拒み若しくは妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。



(本契約の終了)

第11条 本契約の解約・終了については、本件事業契約に定めるところによる。

(損害賠償)

第12条 広域組合及び選定事業者は、本契約上の義務を履行しないことにより相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(信義則)

第13条 広域組合及び選定事業者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(定めのない事項等)

第14条 本契約に定めのない事項については、本件事業契約の定めに従うものとし、本件事業契約にも定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本契約に関し、疑義が生じた場合は、広域組合と選定事業者で協議して定める。

(契約の特約)

第15条 本契約において、特に注意すべき事項がある場合には、別に定める。

(管轄裁判所)

第16条 本契約について訴訟等が生じたときは、松江地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、各当事者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

広域組合

選定事業者

## 別紙 6 完成図書

選定事業者は、本施設の完成に際して以下に示す完成図書を各 1 部広域組合に提出すること。

- ( 1 ) 竣工図 ( A1 版 )
- ( 2 ) 竣工図縮小版 ( A3 版 )
- ( 3 ) 竣工原図 ( C D )
- ( 4 ) 取扱い説明書
- ( 5 ) 運転管理要領書
- ( 6 ) 設備機器台帳
- ( 7 ) 試運転報告書
- ( 8 ) 性能試験報告書
- ( 9 ) 単体機器試験成績書
- ( 10 ) 工事記録写真集及び竣工写真集
- ( 11 ) その他各種届出書及び許可書
- ( 12 ) その他広域組合が指示するもの

## 別紙 7 環境保全基準

### 1 排ガスに関する基準値

排ガス（煙突出口）については，周辺住民との環境保全協定による下記の基準値を遵守する。

( 1 ) ばいじん	0.01g / m <sup>3</sup> N以下	( 乾きガス : O <sub>2</sub> 12%換算値 )
( 2 ) 硫黄酸化物	20ppm 以下	( 乾きガス : O <sub>2</sub> 12%換算値 )
( 3 ) 塩化水素	70mg / m <sup>3</sup> N以下	( 乾きガス : O <sub>2</sub> 12%換算値 )
( 4 ) 窒素酸化物	50ppm 以下	( 乾きガス : O <sub>2</sub> 12%換算値 )
( 5 ) ダイオキシン類	0.01ng-TEQ / m <sup>3</sup> N以下	( 乾きガス : O <sub>2</sub> 12%換算値 )

### 2 騒音に関する基準値

騒音については，施設の供用時は下記の基準を，また工事中は「特定建設作業にともなって発生する騒音の規制に関する基準（昭和 43 年 11 月 27 日厚生省，建設省告示第 1 号）」をそれぞれ敷地境界線上において遵守する。

昼 間 : 55 デシベル以下 ( 6 ~ 22 時 )

夜 間 : 45 デシベル以下 ( 22 ~ 6 時 )

### 3 振動に関する基準値

振動については，施設の供用時は下記の基準を，また工事中は「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準（昭和 51 年総理府令第 58 号）」をそれぞれ敷地境界線上において遵守する。

昼 間 : 65 デシベル以下 ( 6 ~ 22 時 )

夜 間 : 60 デシベル以下 ( 22 ~ 6 時 )

#### 4 悪臭に関する基準値

悪臭については、敷地境界線上において下記の基準を遵守する。

悪臭に関する基準値

悪臭物質の種類	規制基準（単位 ppm）	
アンモニア	1	以下
メチルメルカプタン	0.002	〃
硫化水素	0.02	〃
硫化メチル	0.01	〃
二硫化メチル	0.009	〃
トリメチルアミン	0.005	〃
アセトアルデヒド	0.05	〃
プロピオンアルデヒド	0.05	〃
ホルムアルデヒド	0.009	〃
イソブチルアルデヒド	0.02	〃
ホルムアルデヒド	0.009	〃
イソブチルアルデヒド	0.003	〃
イソブチロール	0.9	〃
酢酸エチル	3	〃
メチルイソブチルケトン	1	〃
トルエン	10	〃
スチレン	0.4	〃
キシレン	1	〃
プロピオン酸	0.03	〃
ホルム酪酸	0.001	〃
ホルム吉草酸	0.0009	〃
イソ吉草酸	0.001	〃
臭気指数	10 以下	

#### 5 副生成物に関する基準値

本施設で処理対象物を処理することにより発生する焼却灰，金属類，飛灰，溶融飛灰，溶融スラグ及び炭化物を副生成物とする。

副生成物を有効利用又は最終処分する場合の基準値は以下に示すとおりとする。

#### (1) 溶融方式の場合

##### 溶融スラグに関する基準値

溶融スラグについては、旧厚生省生活衛生局水道環境部長による「一般廃棄物の溶融固化物の再生利用の実施の促進について」(平成10年3月26日付生衛発第508号通知)に記述してある「一般廃棄物の溶融固化物の再生利用に関する指針」を遵守するものとする。但し、今後、JIS化等の規定がなされる場合を考慮し、適宜、有効利用用途に応じた溶融スラグに関する基準値の見直しを行うものとする。

##### 溶融飛灰に関する基準値

「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法」(平成4年7月3日厚生省告示第16号)に基づいて処理した溶融飛灰(以下「溶融飛灰処理物」という。)を埋立処分する場合には、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準」(昭和48年2月17日総理府令第5号)及び「廃棄物焼却炉に係るばいじん等に含まれるダイオキシン類の量の基準及び測定の方法に関する省令」(平成12年1月14日厚生省令第1号)を遵守する。

#### (2) ストーカ+セメント原料化方式

焼却灰の熱灼減量を5%以下とする。

#### (3) 流動床式炭化炉方式

「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法」(平成4年7月3日厚生省告示第16号)に基づいて処理した飛灰(以下「飛灰処理物」という。)を埋立処分する場合には、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準」(昭和48年2月17日総理府令第5号)及び「廃棄物焼却炉に係るばいじん等に含まれるダイオキシン類の量の基準及び測定の方法に関する省令」(平成12年1月14日(厚生省令第1号)を遵守する。

別紙 8 計測管理項目

区分		計測地点	項目	頻度
ごみ処理	ごみ質	受入供給設備	種類組成，三成分，低位発熱量，単位容積重量， 元素組成（原則として各種別実施）	4回/年
	燃料等	投入口	燃料，副資材，薬剤，電力，水	1回/日
	温度	燃焼・溶融設備	溶融温度，二次燃焼室燃焼ガス温度	連続
		排ガス処理設備	集じん器入口ガス温度	連続
副生成物	金属類	金属類貯留設備	金属類組成	4回/年
	溶融スラグ	スラグ貯留設備	溶出試験（pH，T-Hg，Cd，Pb，As，Cr <sup>6+</sup> ，Se）	4回/年
			ダイオキシン類含有量	1回/月
	焼却残渣	焼却灰貯留設備	熱灼減量	4回/年
	飛灰又は溶融飛灰	飛灰又は溶融飛灰処理設備	溶融飛灰処理物の溶出試験	4回/年
溶融飛灰中のダイオキシン類含有量			4回/年	
環境	排ガス	煙突	酸素，一酸化炭素，硫黄酸化物，窒素酸化物 ばいじん，塩化水素	連続
			環整第 95 号に規定するばい煙（硫黄酸化物，ばいじん，塩化水素，窒素酸化物）	4回/年
			ダイオキシン類	4回/年
	騒音	敷地境界	L50，L5，L95	1回/年
	振動	敷地境界	L50，L10，L90	1回/年
	悪臭	敷地境界	アンモニア，メチルカドニウム，硫化水素，硫化メチル，二硫化メチル，トリメチルアミン，アセトアルデヒド，プロピオンアルデヒド，ホルムアルデヒド，イソブチルアルデヒド，メチルイソブチルアルデヒド，イソブチルアルコール，酢酸エチル，メチルイソブチルケトン，トルエン，スチレン，キシレン，プロピオン酸，メチル酪酸，メチル吉草酸，イソ吉草酸	1回/年
排ガス	流量等	煙突，ボイラ，冷却塔，バグフィルタ，再加熱器，触媒脱硝塔等のうち，設置する設備	温度，水分，静圧/動圧	連続
			流速，流量	連続

：ダイオキシン類測定時において，パッチ計測を行うものとする。

別紙 9 モニタリング及びサービス対価の減額

[入札説明書添付資料-3「モニタリング及びサービス対価の減額について」を参照のこと。

]

## 別紙 10 保証書

益田地区広域市町村圏事務組合 殿

### 施設の性能に関する保証書(案)

[ ](以下「選定事業者」という。)並びに [ ]、  
[ ]及び [ ](以下「保証人」と総称する。)は、益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業(以下「本件事業」という。)に関連して、選定事業者が益田地区広域市町村圏事務組合(以下「広域組合」という。)との間で平成 年 月 日付で締結した「益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 事業契約書」(以下「事業契約」という。)に基づいて、本施設の性能要件について以下の条件に従って連帯して保証する。なお、本保証書において用いられる用語は、本保証書において特に定義されたものを除き、事業契約において定められるものと同様の意味を有する。

#### (性能保証)

- 第1条 選定事業者及び保証人は、事業契約第73条第1項に基づき、事業契約第72条第1項に基づく本施設の譲渡完了後、本施設が事業契約第29条第2項第(5)号に定める性能保証事項(以下「性能要件」という。)を充足することにつき連帯して保証する。
- 2 本保証書に基づく性能保証の有効期間は、事業契約第72条第1項に基づく本施設の譲渡完了日から1年間(以下かかる期間を「性能保証期間」という。)とする。

#### (保証の履行)

- 第2条 性能保証期間中、本施設が性能要件を充足していない場合、広域組合は直ちに選定事業者及び保証人にこれを通知する。
- 2 選定事業者及び保証人は、前項に基づく通知後、直ちに広域組合の指示に従い、本施設について性能要件を充足させるために必要な補修を自らの費用負担において行う。広域組合及び選定事業者は、性能保証期間が満了し、かつ補修費用総額が確定した後、第4項の規定に従って費用の精算を行う。
- 3 広域組合は、前項の補修に代え、自ら又は第三者をして本施設の補修を行うことができる。なお、第三者をして本施設の補修を行わせる場合には、広域組合は、事前に広域組合が定める合理的な期間選定事業者及び保証人との間で協議を行うことができる。広域組合及び選定事業者は、性能保証期間が満了し、かつ補修費用総額が確定した後、第4項の規定に従って費用の精算を行う。
- 4 性能保証期間中に発生した性能要件の未充足を原因として、選定事業者、保証人及び広域組合が支出した前2項に基づく補修費用の総額並びにその他広域組合に発生した損害の合計額のうち、【 】円(固定費Ⅱの年間維持管理費のうち機械設備の維持管理費相当額)までは広域組合の負担とし、これを超える部分については、選定事業者



及び保証人が連帯して負担する。

( 免責 )

第 3 条 選定事業者及び保証人は、前条第 1 項の通知を受けた場合、本施設の性能要件未充足が、広域組合又は広域組合の委託を受けて本施設の運営を行う者の故意又は重過失を原因とすることを広域組合に対して証明した場合に限り、当該性能要件未充足について前条の義務を免れることができる。

2 前項の規定に拘わらず、選定事業者及び保証人は、前条第 1 項の通知を受けた場合、本施設の性能要件未充足が、不可抗力を原因とすることを広域組合に対して証明した場合、当該性能要件未充足を原因として保証人及び広域組合が前条第 1 項及び第 2 項に基づく補修費用並びにその他広域組合に発生した損害の負担方法等について、最長 60 日広域組合と協議することができる。かかる広義が調わない場合、固定費 II の 1 年間分相当の 100 分の 1 に至るまでは選定事業者及び保証人が負担し、これを超える額については広域組合が負担する。

( 解約 )

第 4 条 選定事業者及び保証人は、本保証を解約することができない。

( 事業契約解除の場合の保証差入義務 )

第 5 条 事業契約が工事完工日以降、運営期間満了前に解除された場合、選定事業者及び保証人は、当該解除の時点での本施設の状況に鑑み、広域組合が合理的に指定する、本保証書に準じた内容の保証書を差し入れなければならない。

( 管轄裁判所 )

第 6 条 本保証に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

( 準拠法 )

第 7 条 本保証は、日本国の法令に準拠し、これによって解釈される。

以上の証として本保証書を 1 通作成し、選定事業者及び保証人はこれに署名し、本保証書原本を広域組合に差し入れ、写しを各自保有する。

平成 年 月 日

( 選定事業者 )

( 保証人 )

(保証人)

## 別紙 1 1 保険

### 1. 建設期間

#### (1) 組立保険，建設工事保険

- 保険の対象 : 本施設の施工工事
- 保険金額 : 施設整備費（設計費，工事監理費，補助申請費，SPC 経費（アドバイザー委託料，建中金利，金融機関手数料，SPC の設立費用）は含まない）
- 補償する損害 : 不測かつ突発的な事故により本施設について生じた損害

#### (2) 第三者賠償責任保険

- てん補限度額 : 身体 1 名につき 1 億円  
1 事故につき 10 億円  
財物 1 事故につき 10 億円
- 補償する損害 : 施設整備に起因する第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

### 2. 運営期間

#### (1) 火災保険

- 保険の対象 : 本施設の物的損害
- 補償する損害 : 火災，落雷・破裂，風災・ひょう災・雪災など  
（地震危険は補償対象外）

#### (2) 施設賠償責任保険

- てん補限度額 : 身体 1 名につき 1 億円  
1 事故につき 10 億円  
財物 1 事故につき 10 億円
- 補償する損害 : 本施設につき選定事業者の所有，使用又は管理に起因して，他人の身体に障害を負わせ又は他人の財物を損壊させたことにより，被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害

### 3. その他

上記に示す保険は必要最小限度のものであり、選定事業者が必要に応じて上記条件以上の補償内容とすること及び上記に示した保険以外の保険を提案することを妨げない。

## 別紙 1 2 解除事由及び解除に伴う措置【**溶融方式**】

( 広域組合による本契約の終了 )

第 1 条 広域組合は、工事完工日前において次の各号の一に該当する場合、第 5 項に定める手続きを行うことができる。

- (1) 本件工事に着手すべき期日 ( 本契約締結後、広域組合と選定事業者の間の協議の上、決定する工事開始日をいう。 ) を過ぎても選定事業者が本件工事に着手せず、広域組合が相当の期間を定めて催告しても選定事業者から広域組合が満足すべき合理的な説明がないとき。
- (2) 選定事業者の責めに帰すべき事由により運営開始予定日までに本施設が完工しないとき又は運営開始予定日経過後相当の期間内に工事を完成させ、かつ客観的に性能確認をする見込みがないと広域組合が合理的に判断したとき。
- (3) 第 2 9 条第 2 項第 (7) 号に基づき契約を終了することとした場合。
- (4) 前 3 号に規定する場合のほか、選定事業者が本契約に違反し、客観的にその違反により契約の目的を達することができないと広域組合が合理的に判断したとき。

2 広域組合は、工事完工日以降において次の各号の一に該当する場合、第 5 項に定める手続きを行うことができる。

- (1) 選定事業者の責めに帰すべき事由により、広域組合の通告にもかかわらず、選定事業者が本施設について、運營業務マニュアル又は維持管理計画書に従った本施設の運営及び維持管理を行わないとき。但し、サービス対価の減額及び契約の終了に関する手続は、第 6 0 条の定めるところに従う。
- (2) 前号に規定する場合のほか、選定事業者が本契約の重大な条項に違反し、かつ広域組合が相当期間を定めて催告しても選定事業者から広域組合が満足すべき合理的な説明がないとき。

3 広域組合は、次の各号の一に該当する場合、第 5 項に定める手続きを行うことができる。

- (1) 選定事業者が本事業を放棄し、3 0 日間以上にわたりその状態が継続したとき。
- (2) 選定事業者が破産、会社更生、会社整理、特別清算又は民事再生法その他の倒産法制上の手続について選定事業者の取締役会でその申立を決議したとき。
- (3) 選定事業者が地方自治法施行令 ( 昭和 2 2 年政令第 1 6 号 ) 第 1 6 7 条の 4 第 1 項に規定するものに該当することとなったとき。
- (4) 選定事業者が重大な法令等の違反をしたとき。

4 広域組合は、法令等の変更又は不可抗力により、事業の継続が不能となった場合又は事業の継続に過分の費用を要する場合、選定事業者と協議の上、広域組合が本事業自体を継続させえないと判断したときは、本契約を終了することができる。この場合、広域組合は、次の各号に定める手続きをとる。

- (1) 広域組合は、工事完工日前に本契約を終了させたときには、工事開始日までに選定事業者が負担した費用、建設中の本施設の出来高部分を検査し、当該検査に合格した出来高部分に相応する代金及び本契約の終了に伴い選定事業者が負担した必要費（本事業の資金調達に関して選定事業者が負担することとなる合理的な範囲の金融費用を含む。）を選定事業者を支払った上で、当該出来高部分の所有権を全て取得する。当該支払については、選定事業者の指定する口座に一括又は分割して支払うこととし、具体的な支払スケジュールについては、広域組合と選定事業者の協議の上、決定する。但し、分割払いの場合には、第83条の融資機関から本施設の整備費用の調達のために借り入れた優先貸出の利率（以下「優先貸出利率」という。）（但し、貸出が実行されている場合に限る。）及び選定事業者が本施設の整備費用の調達の為に構成員及び融資機関以外の者から借り入れた劣後貸出（もしあれば）の利率（以下「劣後貸出利率」という。）の加重平均値による利率を付する。この場合、かかる支払をもって、広域組合と選定事業者間にその余の債権債務関係はないものとする。
- (2) 広域組合は、工事完工日以降に本契約を終了させたときには、本契約の終了時点における固定費Ⅰの未払総額（但し、利息部分を除く。）及び本契約の終了に伴い選定事業者が負担した必要費（本事業の資金調達に関して選定事業者が負担することとなる合理的な範囲の金融費用を含む。）を選定事業者を支払った上で、本施設の所有権を全て取得する。当該支払については、選定事業者の指定する口座に、別紙3に定めた支払スケジュール及び支払方法に従って支払うことを原則とし、広域組合と選定事業者にて協議の上、決定する。但し、別紙3に定めた支払スケジュールに従った支払をする場合には、優先貸出利率及び劣後貸出利率の加重平均値による利率を付するとする。また、一括して支払わないときは、選定事業者の会社維持に要する費用（実費に限る）を併せて負担する。この場合、かかる支払をもって、広域組合と選定事業者間にその余の債権債務関係はないものとする。
- 5 広域組合は、選定事業者が第1項から第3項までに規定された事由に該当した場合、選定事業者との協議の上、広域組合が本事業を継続させると判断したときは、広域組合は選定事業者をして選定事業者の本契約上の地位を広域組合が選定した第三者へ譲渡せしめ、若しくは選定事業者の株主をして、その全株式を広域組合が承諾する第三者へ譲渡せしめるか、又は、広域組合が本事業自体を継続させないと判断したときは、本契約を終了することができる。但し、広域組合が本事業を継続させると判断したときで、広域組合と融資機関との直接契約により融資機関が指定した第三者があるときには、その第三者を優先する。本契約を終了した場合、広域組合は、次の各号に定める手続きをとる。
- (1) 広域組合は、工事完工日前に本契約を終了させたときには、建設中の本施設の出来高部分を検査し、当該検査に合格した出来高部分に相応する代金を選定事業者を支払った上で、当該出来高部分の所有権を全て取得することができる。当該支払について

は、選定事業者の指定する口座に一括又は分割して支払うこととし、具体的な支払スケジュールについては、広域組合と選定事業者の協議の上、決定する。但し、分割払いの場合には、優先貸出利率（但し、貸出が実行されている場合に限る。）及び劣後貸出利率の加重平均値による利率を付する。なお、広域組合が本施設の出来高部分を買取らない場合には、選定事業者は本施設の出来高部分を直ちに撤去し、かかる撤去に要する費用は選定事業者の負担とする。

- (2) 選定事業者は、前号に規定する場合、固定費Ⅰの総額（但し、利息部分を除く。）の100分の10に相当する違約金を直ちに広域組合に支払う。広域組合は、かかる違約金債権と前号に基づく選定事業者に対する支払債務との間で相殺することができる。
- (3) 広域組合は、工事完工日以降に本契約を終了させたときには、本契約終了時点における固定費Ⅰの未払総額（但し、利息部分及び運営開始前に必要となる諸費用部分を除く。）の100分の100を支払った上で、本施設の所有権を全て取得する。当該支払については、選定事業者の指定する口座に、別紙3に定めた支払スケジュール及び支払方法に従って支払うことを原則とし、広域組合と選定事業者の協議の上、決定する。但し、別紙3に定めた支払スケジュールに従った支払をする場合には、優先貸出利率及び劣後貸出利率の加重平均値による利率を付する。この場合、選定事業者は、本契約終了時点における固定費Ⅰの未払総額（但し、利息部分及び運営開始前に必要となる諸費用部分を除く。）の100分の10に相当する違約金を直ちに広域組合に支払う。広域組合は、かかる違約金債権と本号に基づく選定事業者に対する支払債務との間で相殺することができる。
- (4) 本項に基づき本契約が終了した場合、前2号に規定する違約金を超えて広域組合に損害が発生した場合、選定事業者はかかる超過損害部分を広域組合に賠償しなければならず、広域組合は、かかる損害賠償債権を本項に基づく選定事業者に対する支払債務との間で相殺することができる。

（選定事業者による本契約の終了）

第2条 選定事業者は、広域組合が本契約に基づいて履行すべき支払を遅延した場合で、広域組合が選定事業者からの催告を受けた日から60日を経過しても支払を行わないときには、広域組合に書面で通知して本契約を終了することができる。選定事業者は、当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ、年3.6%の割合で計算した額の遅延損害金の支払を広域組合に請求することができる。

- 2 選定事業者は、前項に規定する場合のほか、広域組合が本契約に違反し、選定事業者から催告を受けたにもかかわらず、広域組合が選定事業者からの催告を受けた日から60日を経過しても当該違反を治癒しないときには、広域組合に通知して本契約を終了することができる。

- 3 前2項の規定に基づき、工事完工日前に選定事業者が本契約を終了させたときには、広域組合は、工事開始日までに選定事業者が負担した費用、建設中の本施設の出来高部分を検査し、当該検査に合格した出来高部分に相応する代金の100分の100及び本契約の終了により本契約締結から本契約の終了までの期間に選定事業者が被った損害額（損害額には、金融費用及び弁護士費用を含むものとし、合理的に説明可能な額とする。）を選定事業者を支払った上で、当該出来高部分の所有権を全て取得する。当該支払いについては、選定事業者の指定する口座に一括又は分割で支払うこととし、具体的な支払スケジュールについては、広域組合と選定事業者の協議の上、決定する。但し、分割払いの場合には、優先貸出利率（但し、貸出が実行されている場合に限る。）及び劣後貸出利率の加重平均値による利率を付する。
- 4 第1項又は第2項の規定に基づき、工事完工日以降に選定事業者が本契約を終了させたときには、広域組合は、本契約終了時点における固定費Ⅰの未払総額（但し、利息部分を除く。）の100分の100を支払った上で、本施設の所有権を全て取得する。当該支払については、選定事業者の指定する口座に、別紙3に定めた支払スケジュール及び支払方法に従って支払うことを原則とし、広域組合と選定事業者の協議の上、決定する。但し、別紙3に定めた支払スケジュールに従った支払をする場合には、優先貸出利率及び劣後貸出利率の加重平均値による利率を付する。また、一括して支払わないときは、選定事業者の会社維持に要する費用（実費に限る）を併せて負担する。なお、本項の規定は、選定事業者の広域組合に対する損害賠償請求を妨げない。広域組合が選定事業者に対して支払う損害賠償額は、金融費用、弁護士費用を含み、合理的に証明可能な額とする。

別紙 1 2 - 2 解除事由及び解除に伴う措置【流動床式炭化炉方式】

( 広域組合による本契約の終了 )

第 1 条 広域組合は、工事完工日前において次の各号の一に該当する場合、第 5 項に定める手続きを行うことができる。

- (1) 本件工事に着手すべき期日 ( 本契約締結後、広域組合と選定事業者の間の協議の上、決定する工事開始日をいう。 ) を過ぎても選定事業者が本件工事に着手せず、広域組合が相当の期間を定めて催告しても選定事業者から広域組合が満足すべき合理的な説明がないとき。
- (2) 選定事業者の責めに帰すべき事由により運営開始予定日までに本施設が完工しないとき又は運営開始予定日経過後相当の期間内に工事を完成させ、かつ客観的に性能確認をする見込みがないと広域組合が合理的に判断したとき。
- (3) 第 2 9 条第 2 項第 (7) 号に基づき契約を終了することとした場合。
- (4) 前 3 号に規定する場合のほか、選定事業者が本契約に違反し、客観的にその違反により契約の目的を達することができないと広域組合が合理的に判断したとき。

2 広域組合は、工事完工日以降において次の各号の一に該当する場合、第 5 項に定める手続きを行うことができる。

- (1) 選定事業者の責めに帰すべき事由により、広域組合の通告にもかかわらず、選定事業者が本施設について、運營業務マニュアル又は維持管理計画書に従った本施設の運営及び維持管理を行わないとき。但し、サービス対価の減額及び契約の終了に関する手続は、第 6 0 条の定めるところに従う。
- (2) 前号に規定する場合のほか、選定事業者が本契約の重大な条項に違反し、かつ広域組合が相当期間を定めて催告しても選定事業者から広域組合が満足すべき合理的な説明がないとき。

3 広域組合は、次の各号の一に該当する場合、第 5 項に定める手続きを行うことができる。

- (1) 選定事業者が本事業を放棄し、30 日間以上にわたりその状態が継続したとき。
- (2) 選定事業者が破産、会社更生、会社整理、特別清算又は民事再生法その他の倒産法制上の手続について選定事業者の取締役会でその申立を決議したとき。
- (3) 選定事業者が地方自治法施行令 ( 昭和 2 2 年政令第 1 6 号 ) 第 1 6 7 条の 4 第 1 項に規定するものに該当することとなったとき。
- (4) 選定事業者が重大な法令等の違反をしたとき。
- (5) 選定事業者の帰責事由の有無に関わらず、第 6 8 - 2 条第 4 項に基づき、広域組合が本契約を解除することを決定したとき。

4 広域組合は、法令等の変更又は不可抗力により、事業の継続が不能となった場合又は事業の継続に過分の費用を要する場合、選定事業者と協議の上、広域組合が本事業自体



を継続させないと判断したときは、本契約を終了することができる。この場合、広域組合は、次の各号に定める手続きをとる。

- (1) 広域組合は、工事完工日前に本契約を終了させたときには、工事開始日までに選定事業者が負担した費用、建設中の本施設の出来高部分を検査し、当該検査に合格した出来高部分に相応する代金及び本契約の終了に伴い選定事業者が負担した必要費（本事業の資金調達に関して選定事業者が負担することとなる合理的な範囲の金融費用を含む。）を選定事業者を支払った上で、当該出来高部分の所有権を全て取得する。当該支払については、選定事業者の指定する口座に一括又は分割して支払うこととし、具体的な支払スケジュールについては、広域組合と選定事業者の協議の上、決定する。但し、分割払いの場合には、第 8 3 条の融資機関から本施設の整備費用の調達のために借り入れた優先貸出の利率（以下「優先貸出利率」という。）（但し、貸出が実行されている場合に限る。）及び選定事業者が本施設の整備費用の調達の為に構成員及び融資機関以外の者から借り入れた劣後貸出（もしあれば）の利率（以下「劣後貸出利率」という。）の加重平均値による利率を付する。この場合、かかる支払をもって、広域組合と選定事業者間にその余の債権債務関係はないものとする（但し、下記(3)号に基づく保証金返還債務が発生する場合を除く。）
  - (2) 広域組合は、工事完工日以降に本契約を終了させたときには、本契約の終了時点における固定費Ⅰの未払総額（但し、利息部分を除く。）及び本契約の終了に伴い選定事業者が負担した必要費（本事業の資金調達に関して選定事業者が負担することとなる合理的な範囲の金融費用を含む。）を選定事業者を支払った上で、本施設の所有権を全て取得する。当該支払については、選定事業者の指定する口座に、別紙 3 に定めた支払スケジュール及び支払方法に従って支払うことを原則とし、広域組合と選定事業者にて協議の上、決定する。但し、別紙 3 に定めた支払スケジュールに従った支払をする場合には、優先貸出利率及び劣後貸出利率の加重平均値による利率を付する。また、一括して支払わないときは、選定事業者の会社維持に要する費用（実費に限る）を併せて負担する。この場合、かかる支払をもって、広域組合と選定事業者間にその余の債権債務関係はないものとする（但し、下記(3)号に基づく保証金返還債務が発生する場合を除く。）
  - (3) 広域組合は、本項に基づく本契約の終了時において、炭化物売却先企業が、本契約終了日又は運営開始予定日のいずれか遅い時点から 1 年間以上確保されることが確実であると広域組合が判断した場合、広域組合は、本契約の終了後 30 日以内に運営保証金Ⅰ及び運営保証金Ⅱの未返還額を選定事業者に返還する。その余の場合には、広域組合は運営保証金Ⅰ及び運営保証金Ⅱの未返還部分を選定事業者に返還しない。
- 5 広域組合は、選定事業者が第 1 項から第 3 項までに規定された事由に該当した場合、選定事業者との協議の上、広域組合が本事業を継続させると判断したときは、広域組合は選定事業者をして選定事業者の本契約上の地位を広域組合が選定した第三者へ譲渡せ

しめ、若しくは選定事業者の株主をして、その全株式を広域組合が承諾する第三者へ譲渡せしめるか、又は、広域組合が本事業自体を継続させないと判断したときは、本契約を終了することができる。但し、広域組合が本事業を継続させると判断したときで、広域組合と融資機関との直接契約により融資機関が指定した第三者があるときには、その第三者を優先する。本契約を終了した場合、広域組合は、次の各号に定める手続きをとる。

- (1) 広域組合は、工事完工日前に本契約を終了させたときには、建設中の本施設の出来高部分を検査し、当該検査に合格した出来高部分に相応する代金を選定事業者に支払った上で、当該出来高部分の所有権を全て取得することができる。当該支払については、選定事業者の指定する口座に一括又は分割して支払うこととし、具体的な支払スケジュールについては、広域組合と選定事業者の協議の上、決定する。但し、分割払いの場合には、優先貸出利率（但し、貸出が実行されている場合に限る。）及び劣後貸出利率の加重平均値による利率を付する。なお、広域組合が本施設の出来高部分を買取らない場合には、選定事業者は本施設の出来高部分を直ちに撤去し、かかる撤去に要する費用は選定事業者の負担とする。
- (2) 選定事業者は、前号に規定する場合、固定費Ⅰの総額（但し、利息部分を除く。）の100分の10に相当する違約金を直ちに広域組合に支払う。広域組合は、かかる違約金債権と前号に基づく選定事業者に対する支払債務との間で相殺することができる。
- (3) 広域組合は、工事完工日以降に本契約を終了させたときには、本契約終了時点における固定費Ⅰの未払総額（但し、利息部分及び運営開始前に必要となる諸費用部分を除く。）の100分の100を支払った上で、本施設の所有権を全て取得する。当該支払については、選定事業者の指定する口座に、別紙3に定めた支払スケジュール及び支払方法に従って支払うことを原則とし、広域組合と選定事業者の協議の上、決定する。但し、別紙3に定めた支払スケジュールに従った支払をする場合には、優先貸出利率及び劣後貸出利率の加重平均値による利率を付する。この場合、選定事業者は、本契約終了時点における固定費Ⅰの未払総額（但し、利息部分及び運営開始前に必要となる諸費用部分を除く。）の100分の10に相当する違約金を直ちに広域組合に支払う。広域組合は、かかる違約金債権と本号に基づく選定事業者に対する支払債務との間で相殺することができる。
- (4) 本項に基づき本契約が終了した場合、前2号に規定する違約金を超えて広域組合に損害が発生した場合、選定事業者はかかる超過損害部分を広域組合に賠償しなければならず、広域組合は、かかる損害賠償債権を本項に基づく選定事業者に対する支払債務（第(5)号に基づく運営保証金返還債務を含む。）との間で相殺することができる。
- (5) 広域組合は、第3項第(5)号により本契約が終了する場合を除き、本項に基づく本契約の終了時において、炭化物売却先企業が、本契約終了日又は運営開始予定日の

いずれか遅い時点から1年間以上確保されることが確実であると広域組合が判断した場合、広域組合は、本契約の終了後30日以内に運営保証金Ⅰ及び運営保証金Ⅱの未返還額を選定事業者に返還する。その余の場合(第3項第(5)号により本契約が終了する場合を含む。)には、広域組合は運営保証金Ⅰ及び運営保証金Ⅱの未返還部分を選定事業者に返還しない。

- 6 前項本文に基づき、広域組合が本事業を継続させると判断し、選定事業者の本契約上の地位が広域組合の選定した第三者へ譲渡された場合、選定事業者は広域組合に対する運営保証金返還請求権を当該第三者に譲渡しなければならない、爾後選定事業者は運営保証金について何らの権利、利益も有しない。

(選定事業者による本契約の終了)

第2条 選定事業者は、広域組合が本契約に基づいて履行すべき支払を遅延した場合で、広域組合が選定事業者からの催告を受けた日から60日を経過しても支払を行わないときには、広域組合に書面で通知して本契約を終了することができる。選定事業者は、当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ、年3.6%の割合で計算した額の遅延損害金の支払を広域組合に請求することができる。

- 2 選定事業者は、前項に規定する場合のほか、広域組合が本契約に違反し、選定事業者から催告を受けたにもかかわらず、広域組合が選定事業者からの催告を受けた日から60日を経過しても当該違反を治癒しないときには、広域組合に通知して本契約を終了することができる。

- 3 前2項の規定に基づき、本施設の建設工事着手後工事完工日前に、選定事業者が本契約を終了させたときには、広域組合は、工事開始日までに選定事業者が負担した費用、建設中の本施設の出来高部分を検査し、当該検査に合格した出来高部分に相応する代金の100分の100及び本契約の終了により本契約締結から本契約の終了までの期間に選定事業者が被った損害額(損害額には、金融費用及び弁護士費用を含むものとし、合理的に説明可能な額とする。)を選定事業者を支払った上で、当該出来高部分の所有権を全て取得する。当該支払いについては、選定事業者の指定する口座に一括又は分割で支払うこととし、具体的な支払スケジュールについては、広域組合と選定事業者の協議の上、決定する。但し、分割払いの場合には、優先貸出利率(但し、貸出が実行されている場合に限る。)及び劣後貸出利率の加重平均値による利率を付する。

- 4 第1項又は第2項の規定に基づき、工事完工日以降に、選定事業者が本契約を終了させたときには、広域組合は、本契約終了時点における固定費Ⅰの未払総額(但し、利息部分を除く。)の100分の100を支払った上で、本施設の所有権を全て取得する。当該支払については、選定事業者の指定する口座に、別紙3に定めた支払スケジュール及び支払方法に従って支払うことを原則とし、広域組合と選定事業者の協議の上、決定する。但し、別紙3に定めた支払スケジュールに従った支払をする場合には、優先貸出

利率及び劣後貸出利率の加重平均値による利率を付する。また、一括して支払わないときは、選定事業者の会社維持に要する費用（実費に限る）を併せて負担する。なお、本項の規定は、選定事業者の広域組合に対する損害賠償請求を妨げない。広域組合が選定事業者に対して支払う損害賠償額は、金融費用、弁護士費用を含み、合理的に証明可能な額とする。

- 5 広域組合は、第2項に基づく本契約の終了時において、炭化物売却先企業が、本契約終了日又は運営開始予定日のいずれか遅い時点から1年間以上確保されることが確実であると広域組合が判断した場合、広域組合は、本契約の終了後30日以内に運営保証金Ⅰ及び運営保証金Ⅱの未返還額を選定事業者に返還する。その余の場合には、広域組合は運営保証金Ⅰ及び運営保証金Ⅱの未返還部分を選定事業者に返還しない。

別紙 1 2 - 3 解除事由及び解除に伴う措置【ストーカ+セメント原料化方式】

( 広域組合による本契約の終了 )

第 1 条 広域組合は、工事完工日前において次の各号の一に該当する場合、第 5 項に定める手続きを行うことができる。

- (1) 本件工事に着手すべき期日 ( 本契約締結後、広域組合と選定事業者の間の協議の上、決定する工事開始日をいう。 ) を過ぎても選定事業者が本件工事に着手せず、広域組合が相当の期間を定めて催告しても選定事業者から広域組合が満足すべき合理的な説明がないとき。
- (2) 選定事業者の責めに帰すべき事由により運営開始予定日までに本施設が完工しないとき又は運営開始予定日経過後相当の期間内に工事を完成させ、かつ客観的に性能確認をする見込みがないと広域組合が合理的に判断したとき。
- (3) 第 2 9 条第 2 項第 (7) 号に基づき契約を終了することとした場合。
- (4) 前 3 号に規定する場合のほか、選定事業者が本契約に違反し、客観的にその違反により契約の目的を達することができないと広域組合が合理的に判断したとき。

2 広域組合は、工事完工日以降において次の各号の一に該当する場合、第 5 項に定める手続きを行うことができる。

- (1) 選定事業者の責めに帰すべき事由により、広域組合の通告にもかかわらず、選定事業者が本施設について、運營業務マニュアル又は維持管理計画書に従った本施設の運営及び維持管理を行わないとき。但し、サービス対価の減額及び契約の終了に関する手続は、第 6 0 条の定めるところに従う。
- (2) 前号に規定する場合のほか、選定事業者が本契約の重大な条項に違反し、かつ広域組合が相当期間を定めて催告しても選定事業者から広域組合が満足すべき合理的な説明がないとき。

3 広域組合は、次の各号の一に該当する場合、第 5 項に定める手続きを行うことができる。

- (1) 選定事業者が本事業を放棄し、30 日間以上にわたりその状態が継続したとき。
- (2) 選定事業者が破産、会社更生、会社整理、特別清算又は民事再生法その他の倒産法制上の手続について選定事業者の取締役会でその申立を決議したとき。
- (3) 選定事業者が地方自治法施行令 ( 昭和 2 2 年政令第 1 6 号 ) 第 1 6 7 条の 4 第 1 項に規定するものに該当することとなったとき。
- (4) 選定事業者が重大な法令等の違反をしたとき。
- (5) 選定事業者の帰責事由の有無に関わらず、第 6 8 - 4 条第 4 項に基づき、広域組合が本契約を解除することを決定したとき。

4 広域組合は、法令等の変更又は不可抗力により、事業の継続が不能となった場合又は事業の継続に過分の費用を要する場合、選定事業者と協議の上、広域組合が本事業自体

を継続させないと判断したときは、本契約を終了することができる。この場合、広域組合は、次の各号に定める手続きをとる。

- (1) 広域組合は、工事完工日前に本契約を終了させたときには、工事開始日までに選定事業者が負担した費用、建設中の本施設の出来高部分を検査し、当該検査に合格した出来高部分に相応する代金及び本契約の終了に伴い選定事業者が負担した必要費（本事業の資金調達に関して選定事業者が負担することとなる合理的な範囲の金融費用を含む。）を選定事業者を支払った上で、当該出来高部分の所有権を全て取得する。当該支払については、選定事業者の指定する口座に一括又は分割して支払うこととし、具体的な支払スケジュールについては、広域組合と選定事業者の協議の上、決定する。但し、分割払いの場合には、第83条の融資機関から本施設の整備費用の調達のために借り入れた優先貸出の利率（以下「優先貸出利率」という。）（但し、貸出が実行されている場合に限る。）及び選定事業者が本施設の整備費用の調達の為に構成員及び融資機関以外の者から借り入れた劣後貸出（もしあれば）の利率（以下「劣後貸出利率」という。）の加重平均値による利率を付する。この場合、かかる支払をもって、広域組合と選定事業者間にその余の債権債務関係はないものとする（但し、下記(3)号に基づく保証金返還債務が発生する場合を除く。）
  - (2) 広域組合は、工事完工日以降に本契約を終了させたときには、本契約の終了時点における固定費Ⅰの未払総額（但し、利息部分を除く。）及び本契約の終了に伴い選定事業者が負担した必要費（本事業の資金調達に関して選定事業者が負担することとなる合理的な範囲の金融費用を含む。）を選定事業者を支払った上で、本施設の所有権を全て取得する。当該支払については、選定事業者の指定する口座に、別紙3に定めた支払スケジュール及び支払方法に従って支払うことを原則とし、広域組合と選定事業者にて協議の上、決定する。但し、別紙3に定めた支払スケジュールに従った支払をする場合には、優先貸出利率及び劣後貸出利率の加重平均値による利率を付する。また、一括して支払わないときは、選定事業者の会社維持に要する費用（実費に限る）を併せて負担する。この場合、かかる支払をもって、広域組合と選定事業者間にその余の債権債務関係はないものとする（但し、下記(3)号に基づく保証金返還債務が発生する場合を除く。）
  - (3) 広域組合は、本項に基づく本契約の終了時において、副生成物のセメント原料化、セメント化及びその運搬のための委託先企業が、本契約終了日又は運営開始予定日のいずれか遅い時点から1年間以上確保されることが確実であると広域組合が判断した場合、広域組合は、本契約の終了後30日以内に運営保証金Ⅰ及び運営保証金Ⅱの未返還額を選定事業者に返還する。その余の場合には、広域組合は運営保証金Ⅰ及び運営保証金Ⅱの未返還部分を選定事業者に返還しない。
- 5 広域組合は、選定事業者が第1項から第3項までに規定された事由に該当した場合、選定事業者との協議の上、広域組合が本事業を継続させると判断したときは、広域組合

は選定事業者をして選定事業者の本契約上の地位を広域組合が選定した第三者へ譲渡せしめ、若しくは選定事業者の株主をして、その全株式を広域組合が承諾する第三者へ譲渡せしめるか、又は、広域組合が本事業自体を継続させないと判断したときは、本契約を終了することができる。但し、広域組合が本事業を継続させると判断したときで、広域組合と融資機関との直接契約により融資機関が指定した第三者があるときには、その第三者を優先する。本契約を終了した場合、広域組合は、次の各号に定める手続きをとる。

- (1) 広域組合は、工事完工日前に本契約を終了させたときには、建設中の本施設の出来高部分を検査し、当該検査に合格した出来高部分に相応する代金を選定事業者に支払った上で、当該出来高部分の所有権を全て取得することができる。当該支払については、選定事業者の指定する口座に一括又は分割して支払うこととし、具体的な支払スケジュールについては、広域組合と選定事業者の協議の上、決定する。但し、分割払いの場合には、優先貸出利率（但し、貸出が実行されている場合に限る。）及び劣後貸出利率の加重平均値による利率を付する。なお、広域組合が本施設の出来高部分を買取らない場合には、選定事業者は本施設の出来高部分を直ちに撤去し、かかる撤去に要する費用は選定事業者の負担とする。
- (2) 選定事業者は、前号に規定する場合、固定費Ⅰの総額（但し、利息部分を除く。）の100分の10に相当する違約金を直ちに広域組合に支払う。広域組合は、かかる違約金債権と前号に基づく選定事業者に対する支払債務との間で相殺することができる。
- (3) 広域組合は、工事完工日以降に、本契約を終了させたときには本契約終了時点における固定費Ⅰの未払総額（但し、利息部分及び運営開始前に必要となる諸費用部分を除く。）の100分の100を支払った上で、本施設の所有権を全て取得する。当該支払については、選定事業者の指定する口座に、別紙3に定めた支払スケジュール及び支払方法に従って支払うことを原則とし、広域組合と選定事業者の協議の上、決定する。但し、別紙3に定めた支払スケジュールに従った支払をする場合には、優先貸出利率及び劣後貸出利率の加重平均値による利率を付する。この場合、選定事業者は、本契約終了時点における固定費Ⅰの未払総額（但し、利息部分及び運営開始前に必要となる諸費用部分を除く。）の100分の10に相当する違約金を直ちに広域組合に支払う。広域組合は、かかる違約金債権と本号に基づく選定事業者に対する支払債務との間で相殺することができる。
- (4) 本項に基づき本契約が終了した場合、前2号に規定する違約金を超えて広域組合に損害が発生した場合、選定事業者はかかる超過損害部分を広域組合に賠償しなければならず、広域組合は、かかる損害賠償債権を本項に基づく選定事業者に対する支払債務（第(5)号に基づく運営保証金返還債務を含む。）との間で相殺することができる。
- (5) 広域組合は、第3項第(5)号により本契約が終了する場合を除き、本項に基づく

本契約の終了時において、副生成物のセメント原料化、セメント化及びその運搬のための委託先企業が、本契約終了日又は運営開始予定日のいずれか遅い時点から1年間以上確保されることが確実であると広域組合が判断した場合、広域組合は、本契約の終了後30日以内に運営保証金Ⅰ及び運営保証金Ⅱの未返還額を選定事業者へ返還する。その余の場合（第3項第(5)号により本契約が終了する場合を含む。）には、広域組合は運営保証金Ⅰ及び運営保証金Ⅱの未返還部分を選定事業者へ返還しない。

- 6 前項本文に基づき、広域組合が本事業を継続させると判断し、選定事業者の本契約上の地位が広域組合の選定した第三者へ譲渡された場合、選定事業者は広域組合に対する運営保証金返還請求権を当該第三者に譲渡しなければならず、爾後選定事業者は運営保証金について何らの権利、利益も有しない。

（選定事業者による本契約の終了）

第2条 選定事業者は、広域組合が本契約に基づいて履行すべき支払を遅延した場合で、広域組合が選定事業者からの催告を受けた日から60日を経過しても支払を行わないときには、広域組合に書面で通知して本契約を終了することができる。選定事業者は、当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ、年3.6%の割合で計算した額の遅延損害金の支払を広域組合に請求することができる。

- 2 選定事業者は、前項に規定する場合のほか、広域組合が本契約に違反し、選定事業者から催告を受けたにもかかわらず、広域組合が選定事業者からの催告を受けた日から60日を経過しても当該違反を治癒しないときには、広域組合に通知して本契約を終了することができる。

- 3 前2項の規定に基づき、工事完工日前に選定事業者が本契約を終了させたときには、広域組合は、工事開始日までに選定事業者が負担した費用、建設中の本施設の出来高部分を検査し、当該検査に合格した出来高部分に相応する代金の100分の100及び本契約の終了により本契約締結から本契約の終了までの期間に選定事業者が被った損害額（損害額には、金融費用及び弁護士費用を含むものとし、合理的に説明可能な額とする。）を選定事業者へ支払った上で、当該出来高部分の所有権を全て取得する。当該支払いについては、選定事業者の指定する口座に一括又は分割で支払うこととし、具体的な支払スケジュールについては、広域組合と選定事業者の協議の上、決定する。但し、分割払いの場合には、優先貸出利率（但し、貸出が実行されている場合に限る。）及び劣後貸出利率の加重平均値による利率を付する。

- 4 第1項又は第2項の規定に基づき、工事完工日以降に選定事業者が本契約を終了させたときには、広域組合は、本契約終了時点における固定費Ⅰの未払総額（但し、利息部分を除く。）の100分の100を支払った上で、本施設の所有権を全て取得する。当該支払については、選定事業者の指定する口座に、別紙3に定めた支払スケジュール及び支払方法に従って支払うことを原則とし、広域組合と選定事業者の協議の上、決定す



る。但し、別紙 3 に定めた支払スケジュールに従った支払をする場合には、優先貸出利率及び劣後貸出利率の加重平均値による利率を付する。また、一括して支払わないときは、選定事業者の会社維持に要する費用（実費に限る）を併せて負担する。なお、本項の規定は、選定事業者の広域組合に対する損害賠償請求を妨げない。広域組合が選定事業者に対して支払う損害賠償額は、金融費用、弁護士費用を含み、合理的に証明可能な額とする。

- 5 広域組合は、第 2 項に基づく本契約の終了時において、副生成物のセメント原料化及びセメント化のための委託先企業が、本契約終了日又は運営開始予定日のいずれか遅い時点から 1 年間以上確保されることが確実であると広域組合が判断した場合、広域組合は、本契約の終了後 30 日以内に運営保証金 I 及び運営保証金 II の未返還額を選定事業者に返還する。その余の場合には、広域組合は運営保証金 I 及び運営保証金 II の未返還部分を選定事業者に返還しない。

別紙 13 法令変更

法令等の変更の場合の追加費用の負担割合

<u>法令変更</u>	<u>広域組合負担割合</u>	<u>選定事業者負担割合</u>
a) 本事業に直接関係する法令等の変更の場合	100%	0%
b) 上記記載の法令以外の法令等の変更の場合	0%	100%

なお、本別紙において「本事業に直接関係する法令等」とは、特に本施設及び本施設と類似のサービスを提供する施設の運営その他に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令等（但し、流動床式炭化炉方式の炭化物及びストーカ＋セメント原料化方式の焼却灰・飛灰の有効利用（これらの運搬を含む。）に関連した法令を除く。）を意味し、これに該当しない法人税その他の税制変更（消費税率の変更は除く。）及び選定事業者に対して一般に適用される法律の変更は含まれない。

以 上

### 不可抗力の場合の追加費用の負担割合

#### 1. 増加費用及び損害が選定事業者が生じた場合

##### (1) 建設期間

建設期間中に不可抗力が生じた場合、本施設整備につき選定事業者が生じた増加費用額及び損害額が同期間中の累計で、固定費Ⅰの総額（但し、利息部分を除く。）相当の100分の1に至るまでは選定事業者が負担し、これを超える額については広域組合が負担する。ただし、選定事業者が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は増加費用額及び損害額から控除する。

##### (2) 運営期間

運営期間中に不可抗力が生じた場合、選定事業者が生じた増加費用額及び損害額が当該不可抗力が発生した事業年度中の累計で、固定費Ⅱの1年間分相当の100分の1に至るまでは選定事業者が負担し、これを超える額については広域組合が負担する。ただし、選定事業者が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は増加費用額及び損害額から控除する。上記に関わらず、流動床式炭化炉方式の炭化物及びストーカ＋セメント原料化方式の焼却灰・飛灰の有効利用（これらの運搬を含む。）に関連する不可抗力を原因として選定事業者が生じた増加費用及び損害については、選定事業者が全て負担する。

#### 2. 損害が第三者に生じた場合

##### (1) 建設期間

建設期間中に不可抗力が生じ、本施設整備につき第三者に損害が発生した場合、当該損害額が同期間中の累計で、固定費Ⅰの総額（但し、利息部分を除く。）相当の100分の1に至るまでは選定事業者が、これを超える額については広域組合がそれぞれ負担する。ただし、選定事業者が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は当該損害額から控除する。

##### (2) 運営期間

運営期間中に不可抗力が生じ、第三者に損害が発生した場合、当該損害額が当該不可抗力が発生した事業年度中の累計で、固定費Ⅱの1年間分相当の100分の1に至るまでは選定事業者が負担し、これを超える額については広域組合が負担する。ただし、選定事業者が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は損害額から控除する。上記に関わらず、流動床式炭化炉方式の炭化物及びストーカ＋セメント原料化

方式の焼却灰・飛灰の有効利用（これらの運搬を含む。）に関連する不可抗力を原因として第三者に損害が発生した場合、当該損害は選定事業者が全て負担する。

2. 前 2 項に基づくものを除き、広域組合は、選定事業者に生じた費用及び損害を一切負担しない。
3. 広域組合に生じた費用及び損害は、広域組合の負担とする。

以 上

平成 年 月 日

益田地区広域市町村圏事務組合 殿

## 出 資 者 誓 約 書

広域組合及び [ ] (以下「選定事業者」という。) 間において、本日付けで締結された益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業 事業契約 (以下「本契約」という。) に関して、出資者である [ ] [ ] 及び [ ] (以下「当社ら」という。) は、本日付けをもって、広域組合に対して下記の事項を連帯して誓約し、かつ表明及び保証いたします。なお、特に明示の無い限り、本出資者誓約書において用いられる用語の定義は、本契約に定めるとおりとします。

### 記

1. 選定事業者が、平成 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日に商法上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
2. 選定事業者の本日現在における発行済株式総数は [ ] 株であり、うち [ ] 株を [ ] が、 [ ] 株を [ ] が、及び [ ] 株を [ ] が、それぞれ保有していること。
3. 選定事業者の本日現在における株主構成は、落札者である株主によって全議決権の2分の1を超える議決権が保有されており、かつ、落札者以外の株主の議決権保有割合が株主中最大とはなっていないこと。
4. 選定事業者が、株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合、当社らは、これらの発行を承認する株主総会において、前項記載の議決権保有比率の維持が可能か否かを考慮したうえ、その保有する議決権を行使すること。
5. 選定事業者が本契約に基づく事業を遂行するために行う資金調達を実現することを目的として、当社らが保有する選定事業者の株式の全部又は一部を金融機関に対して譲渡し、又は同株式に担保権を設定する場合、事前にその旨を広域組合に対して書面に

より通知し、広域組合の書面による承諾を得た上で行うこと。また、担保権設定契約書及び融資契約書の写しをその締結後速やかに広域組合に対して提出すること。

6. 前項に規定する場合を除き、当社は、本契約の終了までの間、選定事業者の株式を保有するものとし、広域組合の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。また、当社らの一部の者に対して当社らが保有する選定事業者の株式の全部又は一部を譲渡する場合においても、広域の事前の書面による承諾を得て行うこと。

住所

代表取締役

印

住所

代表取締役

印

住所

代表取締役

印

別紙 1 6 運営保証金 II の返還スケジュール

[ 運営保証金 II にかかる落札者の提案に従って作成する。 ]